

第六十一回国会 社会労働委員会議録 第八号

(二八九)

昭和四十四年四月八日(火曜日)
午前十時二十四分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君

理事 渡谷 直藏君
理事 谷垣 専一君
理事 渡辺 垣君
理事 田邊 誠君
理事 海部 俊樹君
齊藤 邦吉君
田澤 吉郎君
中山 マサ君
箕輪 登君
枝村 要作君
後藤 俊男君
山本 政弘君
本島百合子君
伏木 和雄君
關谷 勝利君
厚生大臣 厚生大臣
労働大臣 原健三郎君
人事院事務総局 人事院事務総局
文部省大学学術局 文部省大学学術局
厚生大臣官房長 戸澤 政方君
厚生省医務局長 松尾 正雄君
厚生省業務局長 松尾 正雄君
厚生省労働基準局長 坂本貞一郎君
労働省職業安定局 和田 勝美君
労働省職業訓練局 石黒 拓爾君
建設省道路局長 萩輪健二郎君

委員外の出席者

建設省土木研究 福岡 正巳君

所長 参考人

(首都高速道路) 林 修三君

(公団理事長) 参考人

(首都高速道路) 江田 正光君

(公団理事) 参考人

(理化学研究所) 赤堀 四郎君

専門員 濱中雄太郎君

同月四日
衛生検査技師法の一部改正に関する請願(石川

次夫君紹介)(第三〇〇六号)

同(森田博君紹介)(第三〇八九号)

同(斎藤正男君紹介)(第三〇九〇号)

同(高見三郎君紹介)(第三〇九一号)

同(八田貞義君紹介)(第三〇九二号)

医療労働者の増員等に関する請願

外二件(板川

正吾君紹介)(第三〇〇七号)

同外十件(枝村要作君紹介)(第三〇〇八号)

同外四件(大出俊君紹介)(第三〇〇九号)

同外十五件(大原亨君紹介)(第三〇一〇号)

同外四件(勝間田清一君紹介)(第三〇一一号)

同外一件(川村繼義君紹介)(第三〇一二号)

同(河上民雄君紹介)(第三〇一三号)

同外九件(佐野正君紹介)(第三〇一四号)

同外一件(佐野進君紹介)(第三〇一五号)

同(佐々木善三郎君紹介)(第三〇一六号)

同外一件(河野正君紹介)(第三〇一七号)

同外一件(戸原春次君紹介)(第三〇一八号)

同(武部文君紹介)(第三〇一九号)

同外三件(橋崎次郎君紹介)(第三〇二〇号)

同外四件(戸叶里子君紹介)(第三〇二一号)

同外九件(堂森芳夫君紹介)(第三〇二二号)

同外三件(中谷鉄也君紹介)(第三〇二三号)

同外二件(横崎次郎君紹介)(第三〇二四号)

同外三件(成田知巳君紹介)(第三〇二五号)

同外七件(華山親義君紹介)(第三〇二六号)

同外三件(中谷鉄也君紹介)(第三〇二七号)

同外二件(横崎次郎君紹介)(第三〇二八号)

同外六件(広瀬秀吉君紹介)(第三〇二九号)

同外一件(三宅正一君紹介)(第三〇二九号)

同外四件(村山喜一君紹介)(第三〇三〇号)

同外一件(八木昇君紹介)(第三〇三一号)

同外三件(山口鶴男君紹介)(第三〇三二号)

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を

改正する法律案(内閣提出第六九号)

同外一件(八木昇君紹介)(第三〇三三号)

同外二件(門司亮君紹介)(第三〇八二号)

職業訓練法案(内閣提出第九号)

同外二件(八木昇君紹介)(第三〇八三号)

同外二件(八木昇君紹介)(第三〇八四号)

同外二件(八木昇君紹介)(第三〇八五号)

同外二件(八木昇君紹介)(第三〇八六号)

同外二件(八木昇君紹介)(第三〇八七号)

同外二件(八木昇君紹介)(第三〇八八号)

同外二件(八木昇君紹介)(第三〇八九号)

同外二件(八木昇君紹介)(第三〇九〇号)

同外二件(八木昇君紹介)(第三〇九一号)

同外二件(八木昇君紹介)(第三〇九二号)

同外二件(八木昇君紹介)(第三〇九三号)

四月三日

同月八日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として本島百合子君が議長の指名で委員に選任された。

同月八日
委員井村重雄君、八木昇君及び山田耻目君が辞任につき、その補欠として田澤吉郎君、淡谷悠藏君及び米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

- 同(矢野綱也君紹介)(第三〇八三号)
同(山口鶴男君紹介)(第三〇八四号)
同(山下榮二君紹介)(第三〇八五号)
同(山中吾郎君紹介)(第三〇八六号)
同外四件(山本政弘君紹介)(第三〇八七号)
同(和田耕作君紹介)(第三〇八八号)
同(安宅常彦君紹介)(第三一二三号)
同(工藤良平君紹介)(第三一二六号)
同外二件(井手以誠君紹介)(第三一二四号)
同外七件(板川正吾君紹介)(第三一二五号)
同(太田一夫君紹介)(第三一二六号)
同(工藤良平君紹介)(第三一二七号)
同外一件(佐々木良作君紹介)(第三一二八号)
同(田原春次君紹介)(第三一二九号)
同(内藤良平君紹介)(第三一二一〇号)
同外三件(中谷鉄也君紹介)(第三一二一一号)
同(永江一夫君紹介)(第三一二二号)
同外三件(猪崎弥之助君紹介)(第三一二三号)
同外八件(成田知巳君紹介)(第三一二四号)
同外五件(浜田光人君紹介)(第三一二五号)
同外三件(安井吉典君紹介)(第三一二六号)
同外三件(安井吉典君紹介)(第三一二七号)
同(柳田秀一君紹介)(第三一二八号)
同外十三件(山内広君紹介)(第三一二九号)
同(山本政弘君紹介)(第三一二〇号)
同外三件(山本弥之助君紹介)(第三一二一一号)
同外三件(山本弥之助君紹介)(第三一二二号)
同(世耕政隆君紹介)(第三一二三一號)
引揚医師の免許及び試験の特例に関する請願
(世耕政隆君紹介)(第三一二四号)
療術の新規開業制度に関する請願(白井莊一君
紹介)(第三一二七号)
同(佐野憲治君紹介)(第三一二八号)
同(始閑伊平君紹介)(第三一二〇九号)
同(塙谷一夫君紹介)(第三一二一〇号)
同(千葉三郎君紹介)(第三一二一一号)
同(内藤隆君紹介)(第三一二一一号)
同月七日
衛生検査技師法の一部改正にに関する請願(西村
英一君紹介)(第三一二八三号)
同(林百郎君紹介)(第三一二九号)
- 同(齊藤正男君紹介)(第三三三四号)
療術の新規開業制度に関する請願(黒金泰美君
紹介)(第三一二八四号)
同外三件(松澤雄藏君紹介)(第三二八五号)
同(門司亮君紹介)(第三二八六号)
同(阿部昭吾君紹介)(第三三七九号)
國民年金等の改善に関する請願(田中龍夫君
紹介)(第三二八七号)
同(橋本龍太郎君紹介)(第三二八八号)
医療労働者の増員等に関する請願外三十四件
(枝村要作君紹介)(第三三一八号)
同外三件(大原亨君紹介)(第三三一九号)
同外二件(川村繼義君紹介)(第三三二〇号)
同外六件(河野正君紹介)(第三三二一〇号)
同外一件(工藤良平君紹介)(第三三二一一号)
同(栗林三郎君紹介)(第三三二二号)
同外四件(實川清之君紹介)(第三三二三号)
同外三件(島本虎三君紹介)(第三三二五号)
同(田原春次君紹介)(第三三二六号)
同(武部文君紹介)(第三三二七号)
同外一件(千葉佳男君紹介)(第三三二八号)
同外一件(猪崎弥之助君紹介)(第三三二九号)
同(成田知巳君紹介)(第三三三〇号)
同(穂積七郎君紹介)(第三三三一号)
同外七件(小川三男君紹介)(第三三三八〇号)
同(田原春次君紹介)(第三三三八一号)
同外一件(戸叶里子君紹介)(第三三八二号)
同外十一件(浜田光人君紹介)(第三三八三号)
同(山本幸一君紹介)(第三三八四号)
同外六件(村山喜一君紹介)(第三三八五号)
同外三十二件(八木昇君紹介)(第三三八六号)
同外十一件(山崎始男君紹介)(第三三八七号)
同(山本幸一君紹介)(第三三八八号)
同(内藤隆君紹介)(第三三一一号)
同月七日
衛生検査技師法の一部改正にに関する請願(西村
英一君紹介)(第三一二九号)

同(松本善明君紹介)(第三三七七号)
療術の新規開業制度に関する請願(黒金泰美君
紹介)(第三一二八四号)
同(米田東吾君紹介)(第三三七八号)
は本委員会に付託された。

四月七日
保育所に対する国庫補助率引下げ反対に関する陳情書外二件(長野県北佐久郡立科町長呂下精
一郎外四名)(第二二六号)
同(官崎市議長会長宮崎市議会議長奥野
弁吉)(第二二九二号)
看護婦等の学校増設等に関する陳情書(東京都
渋谷区神宮前五の六日本看護連盟本部長須古都
外一名)(第二二七号)

寺町保育園移築費国庫補助に関する陳情書(長
野市松代町寺町保育園移築改築期成同盟会長飯
島公夫外一名)(第二二八号)
スモン病患者の救済に関する陳情書(中国五県
議会正副議長会議代表島根県議会議長洲浜淳之
助外四名)(第二二九号)
五県議会正副議長会議代表島根県議会議長洲浜淳之
助外四名(第二二九号)
保育所制度の改善に関する陳情書(中国五県議
会正副議長会議代表島根県議会議長洲浜淳之
助外四名)(第二二三一号)
岡山県の毒ガ防除費助成に関する陳情書(中国
五県議会正副議長会議代表島根県議会議長洲浜
淳之助外四名)(第二二三一号)
労働者災害補償保険に関する陳情書(長岡市表
町の四の一〇新潟県建設労務者厚生協会中越
支部長藤川晴一外八十六名)(第二二三二号)
豪雪地における失業保険強化に関する陳情書
(長岡市表町一の四の一〇新潟県建設労務者厚
生協会中越支部長藤川晴一外八十八名)(第二二
三三号)

事業内職業訓練の強化向上に関する陳情書(長

岡市表町一の四の一〇長岡市共同職業訓練協議

会長藤川晴一外八名)(第二三四四号)

日雇労働者健康保険法の一部改正に関する陳情
書(長岡市表町一の四の一〇新潟県建設労務者
厚生協会中越支部長藤川晴一外八十二名)(第二

三五号)

医療保険制度改悪反対及び医療保障確立に關す

る請願(田代文久君紹介)(第三三七四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第三三七五号)

同(林百郎君紹介)(第三三七六号)

（彦根市議会議長渡辺明)(第三三七〇号)

原子爆弾被爆者の援護に関する陳情書(松江市
議会議長小川宏)(第二三六号)
失業保険法の一部改正に関する陳情書(長野県
木曾郡大桑村議会議長下林政夫)(第二三七号)
林業労働者に対する失業保険等の生活保障制度
確立に關する陳情書(徳島県海部郡海南町議會
議長斎藤虎之助)(第二三八号)
予防接種による医療事故に対する國家補償等に
關する陳情書(飯田市追手町下伊那郡町村議會
議長会長前田金三外六名)(第二六六号)

國民年金制度の改善等に關する陳情書(長野市
県町長野県町村議會議長白鳥政輔)(第二六

七号)

老人福祉対策の強化に関する陳情書(十都道府

県議會議長会代表東京都議會議長大日向萬次外九

名)(第二八九号)

看護婦確保対策に関する陳情書(十都道府県議
會議長会代表東京都議會議長大日向萬次外九

名)(第二八九号)

児童手当制度の早期実現に関する陳情書(愛媛

県北宇和郡吉田町議會議長吉家逸夫)(第二九〇

号)

同(宮城県議會議長佐藤民三郎)(第三三三三号)

日雇労働者健康新保険制度の改善等に關する陳情
書(大阪市城東区蒲生町一九七四高瀬文雄外十
名)(第二九一号)

失業保険法の一部改正反対に関する陳情書(新

潟県東頸城郡松代町長柳耀藏外七名)(第二九三

号)

同外五件(群馬県利根郡水上町議會議長佐藤近
衛外五名)(第三三八号)

東海道遊歩道路の早期実現に關する陳情書(十

都道府県議會議長会代表東京都議會議長大日向

萬次外九名)(第二九四号)

交通事故の診療改善に関する陳情書(宮崎県市
議會議長会長宮崎市議會議長奥野弁吉)(第二九

五号)

日雇労働者健康保険制度の改善に關する陳情書

医療保険制度における分べんの医療給付適用に関する陳情書（宮城県議会議長佐藤民三郎）（第三三一号）
べき地診療所の医師確保に関する陳情書（関東一都九県議会議長会常任幹長東京都議会議長大日向萬次外九名）（第三三二号）
国民健康保険制度の改善等に関する陳情書（高松市番町一の一〇の三七香川県町村議会議長会長桑嶋長五郎）（第三三四号）
診療報酬の緊急是正等に関する陳情書（十葉市神明町二〇四日本医療法人協会千葉県支部長花岡和夫）（第三三五号）
医療保険制度の改善に関する陳情書（関東一都九県議会議長会常任幹事東京都議会議長大日向萬次外九名）（第三三六号）
国民健康保険事業費増額等に関する陳情書（三重県阿山郡島ヶ原村議会議長市田正雄）（第三七号）
医療保障制度の改善に関する陳情書（貝塚市議会議長南守）（第三三九号）
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

職業訓練法案（内閣提出第九一号）

労働関係の基本施策に関する件（労働災害に関する問題及び首都高速道路公団等における労働問題）

○森田委員長 これより会議を開きます。
労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。竹内黎一君。
○竹内委員 私は、本日は、続発する労働災害の問題につきまして、諸点お尋ねをいたしたいと思います。
御案内のように、四月一日、東京荒川放水路に

おける新四ツ木橋の橋脚工事におきまして、円筒形の鉄筋が一瞬のうちに倒れ、八人が水没する、その作業員のうち、実に七人がそろって青森の農家の出かせぎであったという、たいへんに悲惨な事故があつたわけでございます。

これを追いかけるかのよう、翌二日には北海道雄別炭鉱におきましてガス爆発が起り、十九名の痛ましい犠牲を出しております。

さらに四日には、東大附属病院におきまして、高压酸素治療室において高压酸素タンクの爆発事故が起り、医師、患者を含めて四名の犠牲をまた出したとしております。

これらの一連の暗い報道に大きなショックを受け、心を痛めたのは、あえて私一人ばかりでないと思います。私は、質問に先立ちまして、これらの事故の、不幸犠牲になつた方々のみたまに對し、その冥福を深く祈るとともに、負傷された方々の一日も早い御快癒を祈念するものでございます。また、御遺族の方々に対しても、悔やみを申し上げ、また負傷者の御家族に対しては、心からお見舞いを申し上げるものでございま

す。

私は、主として荒川放水路の橋脚の工事における事故についてきょうはお尋ねいたしたいと思うのですが、具体的な質問に先立ちまして、まずひとつ労働大臣の見解をただしたいと存じます。

それはどうしたことかと申しますと、これらのいずれも死者を出すような惨事の連續、それはそれぞれに原因があるうと思ひます。また、それぞれの原因の究明が急がれておるわけでございますが、これらの一連の連続した事故を通じまして私は感じますことは、安全といふものに対するわれわれの今日の取り組み方、あるいはものの考え方にはり何か欠陥があるのではないか。日進月歩の技術の進歩、新工法の採用等々もありますが、そういう進歩した技術が、一面において必ずやそれがございますが、どうも最近の風潮といふものは、いわばそういう進歩の面をとかく評価しがちで

あつて、多少のマイナスがあつても、その技術進歩のほうを強調するという傾きがありはしないかと考えるものでございます。その意味におきまして、私は冒頭まず原労働大臣のいわば安全哲学というものについての見解を表明願いたいのでございます。

○原國務大臣 竹内さんの御質問、またいま御指摘になりました統発する災害でございまして、なかなかれた方に私ども衷心その御冥福を祈り、また負傷者の方々の御全快を祈り、御遺族に対しましてはお悔やみを申し上げたいと思います。

お尋ねの新四ツ木橋の事故につきましては、竹内さんの選挙区、郷里の方々が、七名も突然事故のためなくなられまして、心から哀悼の意を表すものであります。

こういういわゆる災害が起きまして、新四ツ木橋のほうにおきましては新しい工法による、それで新しいわゆる能率的なということに心奪われて、安全性について油断しておつたのではないかというお尋ねでございますが、最近のようにはきわめて高く、今日史上最大のイザナギ景気との如きを表明しておきたいと思います。

御案内のとく、わが国の経済成長率というのを表すものを謳歌しておるわけでございますが、たゞいま指摘しました相連続した三つの事故のほかに、ごく最近におきましては、北海道空知炭鉱においてもまた痛ましい事故を惹起しておるわけであります。かくもおびただしい人命を犠牲にする、すなわち出かせぎ農民を人柱にしたり、あるいは炭鉱労働者の地底のうめきに支えられたそういう繁榮景氣であるならば、私は、まさにそれは睡魔すべきものではないかという感じを、今回の災害を感じて強く感ずるものでございます。時間がありますので、この点につきましての大臣の見解はあえて求めずに、次の質問に移りたいと思います。

そこで、土木研究所の所長さんにお越しを願つておるわけですが、ひとつ専門家として、問題になりましたところのプレストレスト・コンクリート工法、いわゆる環状基礎工法、この工法の長所並びに短所、長所につきましては、たとえば工事期間が非常に従来のものより短くて済むとか、あるいは経費が安いとか等々私ども承知しておりますが、この環状基礎工法の一般に考えられる短所といふものは何かということを、ひとつ御教授願い

携して、この安全の確保をはかつておる。特に、そういういま御指摘のような新技術、新工法等が出てまいりましたので、そういう専門的な研修をやり、また専門的な専門官を置いて、安全が確保されないことのないよう、万端漏なきを期してやつておるような次第でございます。

○竹内委員 私は原労働大臣に、労働大臣の安全哲学いんかんということを実はお尋ねしたわけでござります。それに対して、たいへん具体的な御答弁が実はあつたわけでございますが、本日はあまり時間はないので、この点にあまりこだわっておるわけにはまいりませんので、ひとつ私の考え方を表明しておきたいと思います。

御案内のごとく、わが国の経済成長率というのを表すものを謳歌しておるわけでございますが、たゞいま指摘しました相連続した三つの事故のほかに、ごく最近におきましては、北海道空知炭鉱においてもまた痛ましい事故を惹起しておるわけであります。かくもおびただしい人命を犠牲にする、すなわち出かせぎ農民を人柱にしたり、あるいは炭鉱労働者の地底のうめきに支えられたそういう繁榮景気であるならば、私は、まさにそれは睡魔すべきものではないかという感じを、今回の災害を感じて強く感ずるものでございます。時間がありますので、この点につきましての大臣の見解はあえて求めずに、次の質問に移りたいと思います。

そこで、土木研究所の所長さんにお越しを願つておるわけですが、ひとつ専門家として、問題になりましたところのプレストレスト・コンクリート工法、いわゆる環状基礎工法、この工法の長所並びに短所、長所につきましては、たとえば工事期間が非常に従来のものより短くて済むとか、あるいは経費が安いとか等々私ども承知しておりますが、この環状基礎工法の一般に考えられる短所といふものは何かということを、ひとつ御教授願い

ますが、この新工法につきましての短所と申しますては、当たらないかもしませんが、この工法の経験が、在来の継め切り工法に比べまして、経験が浅いことが短所であろうかと思います。

したがいまして、適用例が相当たくさんあるとはいっても、まだ、三十年あるいは五十年行なわれているものに比べて、実施例が若干少ないというところが短所かと思ひます。

○竹内委員 私はしるうでござりますので、実はよくわからないのでございますが、実はよくわからぬのでござりますけれども、話を聞くところによりますと、このリングビーム工法というのは、設計どおりに施工するのは、かなり高度の技術を要するものである、いわゆる真円度と申しますか、設計どおりに完全な円をつくる

ということがきわめてむずかしい。したがって、完全な円であるべきものが、しばしば施工においてはやや橢円形をなしている、その橢円形が、偏心荷重について非常に弱いのだといふ、こういう説明を承っているのでございますが、専門家としての御意見はその点いかがですか。

○福岡説明員 御質問の件でございますが、リングビームのひずみと申しますか、直徑の長いほうと短いほうの比がほんとうに全く同じであるということは、これは施工の上からいってできないことだと思いますが、それがどの程度になればどの程度強度が弱るかということにつきましては、まだこれからもう少し研究をしてまいりませんと、はつきり言えないのではないかと考えます。

○竹内委員 時間がないので、ひとつばかりと尋ねいたしますのでお答え願いたいのですが、今回の円筒形のあがれが、一瞬にして倒れたその原因については、これから究明が行なわれるわけでございます。建設省、労働省、それぞれに調査団をおつくりのようでござります。また警察のほうも、捜査という観点から進められているようですが、さいますが、工法そのものの持つている欠陥としての今回の事故なのか、あるいは施工上のミスを考えられる可能性が強いのか、所長としてはどちらが短所かと思ひます。

○竹内委員 この環状基礎工法を、新工法といふことで、かなりの地点で採用しているわけですが、一体こういう新工法というのは、何らか建設省のほうで許可するとか、あるいは承認するとか、こういうような仕組みになっているのですか。道路局長からひとつ御答弁願います。

○義輪政府委員 こういう新工法、いろいろ技術も進歩してくることだし、新しい合理的な工法が出来ることも今後考えられます。ただ、この新工法というものの中に、やはり材料的に究明しなければならない点、あるいは応力的に非常にむずかしい構造になりますし、応力的に、まだまだこういう計算でやつていいのだというような計算方法の確立されないような構造もあるうかと思ひます。また、いまの土木工事の実情を見ますと、必ずしも計算どおりにいくかどうか、それはやはり天候の問題もござりますし、また土質、水深、流速の問題もありまして、いろいろ天然現象が変わってくることによりまして、外から受ける力も変わってくることになりますので、そういう点も考えまして、将来新工法を採用いたしましたときには、やはりどういう点に気をつけなければならぬか、どういうような施工の段取りに注意をしなければならないか、その辺は、十分検討をしなければなりません。

○竹内委員 今回につきましては、やはりそういうような工法として、土木研究所でも研究しております。あのリングビーム工事そのものにつきましては、各実施

の可能性がより強いとお考えでしようか。

○福岡説明員 御質問の件でござりますが、私どもいま委員会をつくりまして、委員長だけの経験知識じやなくて、非常に広い専門家の知識を総合いたしまして検討をいたしたいと考えている次第でございまして、おそらくその原因もそう単純なものじやないかもしませんし、あるいは案外早く原因が見つかるかもわかりませんが、現在のところはつきりしたお答えはできない状態でござります。

○竹内委員 実は私がいま伺っているのは、そういうわゆる新工法といふものについて、建設省のほうで何らかの形でオーバーライズを与えているかどうか、こういう点を実は伺っているのです。もう一度御答弁願います。

○義輪政府委員 新工法といいますと、特許を得るということから始まらうかと思ひます。特許とくいう点を実は伺っているのです。もう一度御答弁願います。

○義輪政府委員 新工法といいますと、特許を得るということで、特許になるのではないか。ではそれを、特許をされたからといって、それが全部イデアに対する——これは合理的なイデアであるという点で、特許になるのではないか。ではそれが、われわれ建設工事に携わつておる者の仕事にならうかと思ひます。そういう意味で特許そのものを私たちが、この特許を使いなさいとオーソライズするものではなくて、やはりその特許に基づきまして、そういう考え方をどういう場合に導入するか、こういうものについて、工事の施行者でございます建設業者等の施工の考え方を入れまして、それをとるとらいかをきめている状況でござります。

○竹内委員 続いてお尋ねいたしますが、今回的新四ツ木橋の橋梁工事については、発注者である建設省で、リングビーム工法によるそういうあれをやりなさいという指示を、はたしておるのですか。その点はいかがですか。

○義輪政府委員 私、いま聞いておりますのは、こういう仮設工事につきましては、今回の場合は、業者の設計に基づきまして、それもその設計書の中で、計算書もついております。そういうものをチェックして、これを承認したということになりましたことは、われわれとしては安

全性の追求ということをもつて考へると同時に、いま言いました技術的な諸問題を、土木研究所を中心としたとして解決してまいりたいというふうに考えております。

○竹内委員 実は私がいま伺っているのは、どうなっております。

○義輪政府委員 実は私、今後考へなければならぬ一つの問題にしておりますが、事故の問題につきましては、人命にあまり大きな死傷のないような場合は、報告を受けておりません。ただ、そのほかいろいろ技術的な雑誌に、そういう報告といふ形で載せられているのを拝見しているのでございまして、この辺はやはり土木工事の進歩のためには、将来相当——いろいろ現場の問題あるうかと思ひます。が、事故をもとにして将来改善していくことを考へますと、やはり事故について、ある程度の報告といふか、そういうものも今省に届いているのでござりますか。この点はいかがですか。

○義輪政府委員 実は私、今後考へなければならぬ一つの問題にしておりますが、事故の問題につきましては、人命にあまり大きな死傷のないような場合は、報告を受けておりません。ただ、そのほかいろいろ技術的な雑誌に、そういう報告といふ形で載せられているのを拝見しているのでございまして、この辺はやはり土木工事の進歩のためには、将来相当——いろいろ現場の問題あるうかと思ひます。が、事故をもとにして将来改善していくことを考へますと、やはり事故について、ある程度の報告といふか、そういうものも今省に届いているのでござりますか。この点はいかがですか。

○竹内委員 いま局長の話にあつたわけございませんが、実はリングビーム工法については、過去において二件事故があつたことが報道されております。

すなわち昭和四十二年四月中旬に、今回の橋の下流である新小松川橋において最上部リングがはずれたという、そして水没をしたという一つの事例の報告があるわけであります。

さらに昭和四十二年八月、青森県の岩木川に架橋いたしましたところの長泥橋におきましても、やはりこの事故がございまして、しかもその長泥橋の場合はリングビーム工法の事故といふのは、今回の一例にきわめて類似していると考えられる

わけでござります。

○竹内委員 さういふ意味におきまして——局長は雑誌にそこの事故がございまして、しかもその長泥橋の場合はリングビーム工法の事故といふのは、今回の一例にきわめて類似していると考えられる

が、もし爛眼の士がおって、これらの雑誌に報告したものに早く着目していただけたならば、あるいはまた今回の悲惨な事故が防ぎ得たのではないと私も考えるのでござります。そういう意味におきまして、私はぜひとも新工法、新技術というものは、すっかり定着するまでは、事故の大小、たとえば人命に關係のない、人身事故でなくとも、やはりそういう事故の報告例はすみやかに求め、これを検討するという体制を、ぜひとも建設省はとつていただきたいと思ひます、いかがでござりますか。

○**義輪政府委員** ただいまの先生の御趣旨、私もそのとおりだと思います。今後、やはり事故といふものは、人命にもすぐ関係することとございまし、できるだけ事故を報告をさせるようにいたしました。それに基づいて新しい施工の注意、まことに強化をしてまいりたいというふうに考えております。

○**竹内委員** そこで、今度は労働省にお尋ねをいたしましたが、労働省としては、このリソーブーム工法の安全性、あるいはその工事を施行するにあたっての、どういう安全の基準を守らなければならぬという、こういふことを、かつて検討したこととがござりますか。

○**和田政府委員** ただいまの御指摘の点は、まだ研究をいたしておりません。

○**竹内委員** まことに残念な答弁をいたしました。事前工前に施工業者から、いわゆる事業所設置届けと同時に、工程表が出てくるはずでございます。その工程表の中において、このような工法を採用するのだということも、あるいは付記されてあるのじやないでしょうか。その意味では労働省として、少なくとも書面の上でも審査がございますか。

○**和田政府委員** ただいまの規則の上では、工程は出ますが、工法まで書き込むようなことになつ

ておりますので、これらのことにつきましては、おきまして、私はぜひとも新工法、新技術といふのは、すっかり定着するまでは、事故の大小、たとえば人命に關係のない、人身事故でなくとも、やはりそういう事故の報告例はすみやかに求め、これを検討するという体制を、ぜひとも建設省はとつていただきたいと思ひます、いかがでござりますか。

○**竹内委員** いまの労働省のお答え非常に残念なのですが、ここにはしなくも提示されておる問題は、新技術、新工法ができる場合の安全確認、それに対する安全基準の設定というものを、一体労働省としてはこれからどうやっていくかという、こういう大きな問題を実はここで指摘されていると思うのです。ひとつこの点につきまして、大臣の先ほどの御答弁の中で若干触れておるわけですが、けれども、あらためて労働大臣に、こういう新技術、新工法の出現に伴う安全確認を、どうやって進めしていくのか、御見解をお願いいたします。

○**原国務大臣** 竹内君のさいせんの御質問で、安全部に対する哲学と申されました。私どもは労働省の立場から申しますと、人間尊重が根本でございます。でござりますから、人命を尊重していくことは本質的なことでございます。だから、工事が進捗するとか、能率が上がるとか、新工法というものはその次の問題でございまして、どこまでも安

全第一、人命尊重、生命をとうとぶ、こういう方針で労働基準監督等もいたしておる次第でござりますが、今後もそういう根本精神に基づいてやっていきたいと思っております。

○**竹内委員** まことに残念な答弁をいたしました。事前工前に施工業者から、いわゆる事業所設置届けと同時に、工程表が出てくるはずでございます。その工程表の中において、このような工法を採用するのだということも、あるいは付記されてあるのじやないでしょうか。その意味では労働省として、少なくとも書面の上でも審査がございますか。

○**和田政府委員** ただいまの規則の上では、工程は出ますが、工法まで書き込むようなことになつ

ておりますので、これらのことにつきましては、おきまして、私はぜひとも新工法、新技術といふのは、すっかり定着するまでは、事故の大小、たとえば人命に關係のない、人身事故でなくとも、やはりその結果を見まして、そして積極的にその対策を講ずる所存でありますので、よろしく御了承願います。

○**竹内委員** いま大臣の発言の中にあつたわけであります。が、そういう新技術、新工法の採用と申しますか、そういうものにあたつては、事前に建設、労働の両省はよく協議をするということですが、ひとつぜひとも今後実行してもらいたいことがあります。強く要望をしておきまして、次の問題に移りたいと思います。

ただいま大臣の答弁の中に、人間尊重、人命尊重、こういうお話をあつたわけございますが、今日はあの不幸な出かせぎ農民の事故を通じまして、地元の人が素朴に持つておる疑問は、なぜ未熟練の出かせぎ農民をあいつ危険な作業に従事させていたのか。ことさらに出かせぎ農民の事故を通過するとか、能率が上がるとか、新工法といふのはその次の問題でございまして、どこまでも安

全第一、人命尊重、生命をとうとぶ、こういう方針で労働基準監督等もいたしておる次第でござりますが、今後もそういう根本精神に基づいてやっていきたいと思っております。

○**竹内委員** まことに残念な答弁をいたしました。事前工前に施工業者から、いわゆる事業所設置届けと同時に、工程表が出てくるはずでございます。その工程表の中において、このような工法を採用するのだということも、あるいは付記されてあるのじやないでしょうか。その意味では労働省として、少なくとも書面の上でも審査がございますか。

○**和田政府委員** ただいまの規則の上では、工程は出ますが、工法まで書き込むようなことになつ

ります。

特に、採用されたときには、必ず安全教育を徹底してやるようにということ、それから現場を研究させまして、監督官にもよくそれを勉強させ、専門家も派遣してやる等々、これは建設省とも連絡をとりまして、新工法ができたときに合においては、労働省の安全研究所に一々これ

が変わつてまいります。そういう点で、朝、就業開始前に、必ずミーティングを開いて、本日の仕事でござりますので、今度調査団も帰つてまいりますから、その結果を見まして、そして積極的にその対策を講ずる所存でありますので、よろしく御了承願います。

○**竹内委員** いま大臣の発言の中にあつたわけであります。が、そういう新技術、新工法の採用と申しますか、そういうものにあたつては、事前に建設、労働の両省はよく協議をするということですが、ひとつぜひとも今後実行してもらいたいことがあります。強く要望をしておきまして、次の問題に移りたいと思います。

ただいま大臣の答弁の中に、人間尊重、人命尊重、こういうお話をあつたわけございますが、今日はあの不幸な出かせぎ農民の事故を通じまして、地元の人が素朴に持つておる疑問は、なぜ未熟練の出かせぎ農民をあいつ危険な作業に従事させていたのか。ことさらに出かせぎ農民の事故を通過するとか、能率が上がるとか、新工法といふのはその次の問題でございまして、どこまでも安

だ疑問とするところでございますが、何といたしましてにわかつてございますので、やはりそういう技術経験の少ない人は適正な作業所に配置する、これまず第一にやつていただきなければならぬと思うのです。もう一度御答弁を願いたい。

○和田政府委員 先生御指摘のとおりでございまして、先ほどもお答えの中でちょっと触れたわけですが、私はまだお尋ねしたい点がたくさんあるのですが、すでに所定の時間が参っておりまます。また同僚の田澤議員が、このあいゆる出かせぎ対策の再検討の問題、あるいは今回の事故に対する国の責任、あるいは補償の問題について尋ねることになつておりますので、業界の指導に力を尽くしていきたいと思います。

○竹内委員 私はまだまだお尋ねしたい点がたくさんあるのですが、すでに所定の時間が参っております。また同僚の田澤議員が、このあいゆる出かせぎ対策の再検討の問題、あるいは今回の事故に対する国の責任、あるいは補償の問題について尋ねることになつておりますので、業界の指導に力を尽くしていきたいと思います。

端的に申し上げまして、一体何が農民を出かせぎにかり立てておるのか、この点について労働大臣の認識はいかがでござりますか。

○原国務大臣 第一は、労働力の不足でございます。現在労働力不足が二百万人に及んでおるというような状態でござりますから、どうしてもそういう出かせぎの人を雇つていくといふなどとなつててくると思います。

第二は、やはり収入が少ない方々は、ことに地方農村におきましては、現金収入が入るから、そ

ういう臨時の仕事に、出かせぎで行って働くというようなことが原因であろうと存じます。

○竹内委員 大臣のいまの御答弁、実はおこぼらぬが足りなかつたので、気持ちはそうではないと思ひます。建設業におきましてもおもとにになっております。建設業におきましてもお説のとおりでございますので、私どもとしては、業界に対して、適性のある者を適正なところに就業させる、しかもそれが非常に危険な作業であるたしております。万博あたりでは、そういうことがいまよく守られておるので、今後とも先生の御指摘にありますようなことでござりますので、業界の指導に力を尽くしていきたいと思います。

○竹内委員 私はまだまだお尋ねしたい点がたくさんあるのですが、すでに所定の時間が参っております。また同僚の田澤議員が、このあいゆる出かせぎ対策の再検討の問題、あるいは今回の事故に対する国の責任、あるいは補償の問題について尋ねることになつておりますので、業界の指導に力を尽くしていきたいと思います。

○原国務大臣 私のことばが足りませんでしめたが、竹内さんと全然同意でございまして、そういう点は田澤議員に譲りたいと思いまして、最後に一点、労働大臣の所見をただしたいと思います。

端的に申し上げまして、一体何が農民を出かせぎにかり立てておるのか、この点について労働大臣の認識はいかがでござりますか。

○原国務大臣 第一は、労働力の不足でございます。現在労働力不足が二百万人に及んでおるというような状態でござりますから、どうしてもそういう出かせぎの人を雇つていくといふなどとなつててくると思います。

第二は、やはり収入が少ない方々は、ことに地方農村におきましては、現金収入が入るから、そ

ならないので、期限なんか一応延ばしておりますが、これはそれを補うために二ヵ所で働いた人などは、一年間通算してその期限になればよいといふので、決してあまり不自由がございませんし、

失業保険によつて、そういう出かせぎの方々が不自由したり困ったり収入が減つたりするようなことのないように、法改正の中にも手配をいたしておりますから、よろしく御了承のほどを願つております。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員 「了解」というようなことはもあるようですが、実は、私個人としては、大臣の答弁では納得しがたいものがござります。それはいずれ法案が出てまいりました際にやることにいたします。

○森田委員長 田澤吉郎君。

○田澤委員 ただいま竹内委員からお話を伺いましたように、四月の一月十六時四十分に、荒川放水路の新四ツ木橋の工事現場から災害が起きたわけでございますが、この点に関しましては、私も現場へ参りまして、いろいろ現場の方々と話し合ひをいたしましたが、私は潮の干満の状態、あるいはまた川の質の問題、底の土質の問題、あるいはこのリングビルムというものが、ああいう大

きい川、水のある川ではたしていいのかどうかと

いうような経験が、はたしてあつたのかどうかと

いうことを考えますと、かなり私は、あれを行なつてはいる建設省自体にも大きな責任があると思

なった、この死亡というものを将来に生かすため

に、やはり新たなる考え方を持ってこういう職場

の安全といふものに、もつともっと力を入れてい

ます。きょうはちょうど合同葬儀の日でございま

す。ですから、私はこの八名の方々の御冥福をお祈り申し上げると同時に、この御家族の方々が

将来安心して生活ができる体制をひとつ労働省が

叱咤激励してつくり上げていくことが必要であります。

○原国務大臣 今、この事故の犠牲になつたような出かせぎ労務者には、労働省の推定で六十万あるといつております。その半分以上がいわゆる大都市に来ているわ

けです。道路とか、橋梁とか、ビルディングをつくるために従事しているわけであります。そのうちの六〇%が北海道と東北なんですね。この六十万の中で、職業安定所を通じて来た者は二十万前後であろうといわれております。あとは縁故や会社が直接に採用したという形の者で、正確に実態が把握されていないということを労働省自身も白

状している状態では、一体これをどうするのですか。はつきりこの実態というものを把握して、六

十万いるなら、六十万の人はこうこうこういう状態にあるということをはっきり把握しなければ

対して、安全に工事ができるという体制を、この際しつかり建設省はやつていただくことをお願い申上げる次第であります。

そこで、先ほども竹内委員からお話を伺いましたように、今回の事故にあつた八人のうちの七名が私の県の出身者なんございます。それは申上げるまでありません、出かせぎとして出でましたとき、大鷫駅の人たちは、約数千人の人が駅前に集まりまして、そして県民全体が嘆き、悲しみ、憤りさえ持つてゐるわけでござります。きょうはちょうど合同葬儀の日でございまして、同僚田澤議員に質問を譲りたいと思いま

私はいけないと思うのであります。先ほどの労働大臣の御答弁によりますと、労働力が不足だから出かせぎというものはこういう状態にあると言つながら、なぜ、そういう重要な労働力であるならば、はつきり実態を把握できないのであるかどうか、そういう点を一つ尋ねたいのであります。

それから、この六十万のうち建設業に従事しているのは五五・二%あるといわれております。半数をこえておるわけです。その次が電機あるいは自動車等の製造業が二六・六%あるといわれておりますが、ことに大阪の万博工事や、東京の道路とか、地下鉄等には、出かせぎが大きなウェートであります。最近の日本一つの労働のあり方というのは、若年労働者、いわゆる中学校あるいは高等学校を卒業したあの人たちが、鉱工業の重要な一つの労働力として働いていると同時に、公共事業、ことに建設業に従事している日雇い労働者の労働力というものは、非常に大きな力を日本の労働力の中に持つてゐると私は思つてます。これを単に、低開発のほうから、経済的に困つているから出てきているんだというような安易な考え方で、この労働力を使ってもらつてはいいへんな問題であります。少なくともこれは、出てくるのじやない、これが必要なんだ、この労働力は、日本の建設のために必要なんだという積極的なままで労働省が向かわなかつたならば、出かせぎ対策などといふものは出てきません。そういう意味において、今後この出かせぎ対策に対して、労働大臣が一体どういう考えで進むとするのか、いまの問題に対してもういふような反省を持っているのか、今後何らかの法的な措置によつて、不安のない、非常に意欲的な職場につくり上げていくよな気持ちがあるかどうか、これ七名の方が、ことごとく犠牲になられまして、まさに哀悼にたえないとこでござります。心から御冥福をお祈り申し上げる次第でござります。

それで、いろいろ御説がございましたが、約六十万の人が出かせぎをしておられる。それを何とか、今度の事件を契機として災いを転じて福となす、こういふような意味で、いま労働省といつても調査団を結成し、銳意その原因の究明に当たらしておりますので、その結果が出ましたら、それに対応する処置をやりたいと思つております。

それから、さいぜん竹内さんにもお答え申したのですが、それはそれとして、こういふ新しい工法、新技術等の出た場合におきましては、どうしてわからぬ点が多いのですから、建設省ともよく連絡をとつて、専門家によって調査して、これならよろしいという認定を下して、それからひとつやらせるようにいたしたいと思っております。

それから、さらに万博を控えまして、多量の出かせぎ労働者が出てまいりますが、私どもは人手不足だからといって決して認められることはございませんで、いろいろさいやんも申しましたが、人命尊重等の根本理念を打ち立てて、出かせぎ者が事故を起きたたりしないようになりますが、まだ日ごろにおいては、その処遇の改善等々、万般の手配を、この災害を契機として決意を新たにして御期待に沿うようになつたいたい、こう思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

詳細は局長に答弁させます。

○住政府委員

ただいま先生から実態についての御説明がございまして、出かせぎ労働者が約六十万、そのうち安定所を通ずる者が二十万、いわゆる今回の橋脚工事の事故にあらわれたようなケースで、事業主の募集員を通じて出かせぎに入つておる者が約二十万、残りのおおむね二十万程度の者が縁故あるいはその他で就労経路が必ずしも明確になつておらず、まあ安定局の立場では、まず就労の経路を明確にすることと、御指摘のように地元市町村なり農協等とも連絡をいたしまして、出かせぎ者の台帳を整備していく、あるいは出かせぎ者には手帳を与える、それから就

労先におきましては、出かせぎ者の働く事業所の台帳を整備をすることを逐年積み重ねてまつております。そういう意味で、出かせぎ者の就労の実態、これをはつきりつかんでおくとともに調査団を結成し、銳意その原因の究明に当たらしてありますので、その結果が出ましたら、それに対応する処置をやりたいと思つております。

それで、いろいろ御説がございましたが、約六〇五年には、昭和三十三年には全産業で五千四百人で、三千五十年には六千をこえた。その後一進一退を続けて、四十二年には五千六百四十八人に下がり、四十三年にはまた上向きになって五千七百九十二名死亡してゐるという。特に三人以上も死傷者を伴つてゐる重大な災害は、建設業がトップだ、こういわれてゐるわけでございます。

今回のこの灾害は、こういふ形で出てきました。非常に何でございますが、ある職場で一人が二人非常な不幸を見てなくなつてゐる人が、犠牲になつてゐる人がたくさんあるわけであります。私のすぐそばの町で藤崎町といふのがあります。そこでボーリング業を営んでゐる人のところへ行って、そうして水の中へ入つてゐる間に、高圧の電気がきてなくつた。中小企業であるので何ら見舞い金も出さない、労災保険だけよりないということござります。全く人の命といふもの

は、はなはだ申しわけなく思つてます。今後このままでは、はなはだ申しわけなく思つてます。今後このような新しい工法をやる、またそれの施工についての未熟練工の労務管理といふ問題、これは今後私たちさらにもう一段力を入れなければならぬ問題だと思います。先ほどから申し上げていますように、新しい工法といつまでは、経済的であるばかりではなく、やはり安全に施工でけるということをまず第一に考えて今後の施工については十分注意をしていただきたいと思っております。

○委員会委員　このたびの事故につきましては、はなはだ申しわけなく思つてます。今後このままでは、はなはだ申しわけなく思つてます。今後この問題を扱つて、専門家によって調査して、これならよろしいという認定を下して、それからひととつやらせるようにいたしたいと思っております。

それから、さくに万博を控えまして、多量の出かせぎ労働者が出てまいりますが、私どもは人手不足だからといって決して認められることはございませんで、いろいろさいやんも申しましたが、人命尊重等の根本理念を打ち立てて、出かせぎ者が事故を起きたたりしないようになりますが、まだ日ごろにおいては、その処遇の改善等々、万般の手配を、この災害を契機として決意を新たにして御期待に沿うようになつたいたい、こう思つておりますので、よろしくお願ひします。

○田澤委員　次に労働者にお伺いいたしますが、「ちつとも減らない労災事故」という見出しほでのこの問題を扱つておいでございますが、労働省の調査によりますと、労働災害による死者者は、昭和三十三年には全産業で五千四百人であった。三十年には六千をこえた。その後一進一退を続けて、四十二年には五千六百四十八人に下がり、四十三年にはまた上向きになって五千七百九十二名死亡してゐるという。特に三人以上も死傷者を伴つてゐる重大な災害は、建設業がトップだ、こういわれてゐるわけでございます。

今回のこの灾害は、こういふ形で出てきました。非常に何でございますが、ある職場で一人が二人非常な不幸を見てなくなつてゐる人が、犠牲になつてゐる人がたくさんあるわけであります。私のすぐそばの町で藤崎町といふのがあります。そこでボーリング業を営んでゐる人のところへ行って、そうして水の中へ入つてゐる間に、高圧の電気がきてなくつた。中小企業であるので何ら見舞い金も出さない、労災保険だけよりないといふことが実際なんだとございます。そこで私

は、この問題は非常に重大である。こういう点をもつともつとしっかりやつていただかないとい危險といふものはなくなりませんよ。ましてや先ほど竹内代議士もお話しになつたように、新しい工法に対する勉強が何もしてない。しかも工法は明示しなくてもいいといっておりますが、潜函工法というのを前にやつておつたでしよう。これ

に対しては、あなたのほうで明示しているのですよ。だから、新しいリングビームという工法も、明示しなければならないようあなたの方へつくりつてあるのです。これもやつてないじやありませんか。それで、あそこにおる向島労働基準監督署の署員が、この工法による工事の危険性がどの点にあるか、また的確につかめていないことでござりますとしゃべつておられるのですよ。あなたのほうで現場に何も指示していないでしよう。こうおつて、堂々とあなた方が自動車で通つてあそこへ出勤できますか。もつとまじめに労働行政をやつていただきたいといかねと思うのです。労働大臣、はつきりした決意をお願いいたします。

○原国務大臣 あなた方が自動車で通つてあそこへ出勤できますか。もつとまじめに労働行政をやつていただきたいといかねと思うのです。労働大臣、はつきりした決意をお願いいたしました。もう一つは、今回なくなれた犠牲になつた方々の死を生かす意味において、どうかひとつ労働省は労働省なりに新しい法律をつくつて、出かせぎ者のための明るい、しかも希望の持てる職場にしていただきたい。建設省は建設省として、もっと建設工事に関しては人命を尊重するといふ、まずそれを頭に置いて、そうして新しい工法に立ち向かつていただきたいということをお願いを申し、その決意をお伺いして私の質問を終わりたいのであります。

○原国務大臣 出かせぎの方々のこういう事故を起こしましたので、これを機会にして、出かせぎ労働者のために法律をつくるといふ御意見でございましたが、十分ひとつ検討していくことを思つております。

○森田委員長 米内山義一郎君。
○米内山委員 私も新四ツ木橋の労働災害事故について、特に責任の所在を明らかにしたいといふ観点から質問したいと思います。

最初に、建設省のほうからお尋ねしたいと思う

のですが、御説のようにこれから、労働基準監督官を激励しまして、能率をあげてこういう災害防止に全力をあげてやることを、ここにお約束申しあげます。よろしく御了承願いたいと思いま

す。

○田澤委員 最後に、今回災害を受けた方々に対する災害の補償の問題でございます。それから見

舞い金の問題でござります。こういう点に関しましてはどうかひとつ、家族の方々が将来安心して生活ができるような状態に直ちにしていただきたい。間組も誠意を尽くしております。しかしながら、やはり労働省としても、この点に関しては十分な注意を尽くしていただきたいのであります。

もう一つは、私たち目的物の図面、それを完成するための仕様書、こういうものをつくるわけでござりますが、それが何を用いていくことについては、建設省は異なっていますと、結局、この工法を採用しているということについては、建設省は異なるといふ。つまり仮設工事、こうしたものにつきましては、仕様書は何を使いということは明示してございません。

○米内山委員 しかし、普通の小さな川の縮め切り工事ならば、土俵を使おうと矢板を使おうと任意であろうが、少なくとも潜函工法を用いるかによつて、工事費に数千万の違いがあるはずです。その際、それを明示しないということは、不合理じやないかと思う。金額の中では、どつちのほうを考へて発注しておるか、その点を明らかにしていただきたい。

○森田委員長 米内山義一郎君。
○米内山委員 そのたびの不幸な犠牲につきましては、明らかにうたつてはいけないけれども、発注の際にはこれをあらかじめ指定しておつたといふことは言えるわけですね。結局は、工期の問題あるいは工事費の問題を節約するために、この工法を国が指定したと理解して差しつかえないわけです。

○森田委員長 米内山義一郎君。
○米内山委員 そうすると、責任は、建設省と間組と半々だといふような言い方のよう聞くことがあります。またこれにつきましては、やはりどういうのが、この責任はどつちに重点があるのですか。

○森田委員長 米内山義一郎君。
○米内山委員 そういう橋梁の基礎工事の問題について、いろいろ工法があらうかと思いまして、いま言いましたように、工事の積算といたしましては、リングビーム工法で積算したのでござります。またこれにつきましては、どういう矢板を使い、どういうリングを使い、どういう掘さくの方法をするか、こうしたことにつきましては、かなり自由度があるわけございまして、そういうような自由度のある仮設工事につきましては、かなり自由度があるわけですが、非常に困難であり、危険な工事だが、いまだかつてこんな

要すれば、安全に確実に仕事をしようとする場合

には、もつと責任もつた態度で施工方法等を検討しなければならぬはずです。しかも、先ほど竹内委員によつて指摘されたとおり、この工法が青森県において、一昨年同じような状態で、ちょうどパンクしたような状態で破壊しておる事実もある。この事実から見ても、この工法には安全性については非常な危惧が多いものだ、常識的にはそだ。これをあえて採用したということ、承認したことについては、建設省の責任は免れることはできないと思う。

そこで、私はお聞きしたいのは、この工法も、条件によつてはあるいは安全性が高いかもしない。あの場合に、どのような条件があつたかをお尋ねしたいのです。これは資料を委員長を通してお願いしたいのですが、あの場合に、地質調査というものをどのようになさつておるか。何メートル下までボーリングしたか。その地質構造の柱状図はどういう状態であるか。深度ごとの地耐力はどういう状態であるか。さらに、水の流れの抵抗はどうであるか。潮汐の変動によつて水位の変化がある、あるいはそれに風压が加わつた場合に、どういう力が加わるかということなどは、こういふ工法を採用するにあたつては、当然、十二分に検討されなければならぬはずだ。この点について手ぬかりがなかつたかどうかということを、われわれは確かめたい。そのため、こういう関係の資料を後日、要求したいと思うのですが、このことについて、いま答弁できる用意があるならば、一応お聞きしておきたいと思います。

○運輸政府委員

ここに地質調査の図面がござりますが、

「森田委員長退席、谷垣委員長代理着席」

大体、あの川幅につきまして六カ所、深さ六十メートルくらいまでの地質調査をいろいろしてまいりました。さらに、そのおのおのの地質につきましての土質の分析その他も、いろいろやつております次第でございます。また、橋梁の基礎をつくります場合の、いわゆる地耐力がどのくらいあるか、いわゆるN値といふものも算定しておつたわけ

岩木川の例、また小松川での深掘れの例、そういうことも十分考えまして、いま設計につきましては、十分リングビームの補強をはかつてまいりました。こういう不幸な事件になりましたことは、まことに私ども至らないこともあります。たということで、おわびいたしたいと思いま

○米内山委員

労働大臣にお尋ねします。

近ごろ季節出かせぎ者のこういう労働災害事故が、非常に多発の傾向にあることは、先ほど竹内委員、田澤委員によつても明らかにされておりますが、これにはそれなりの条件があるわけです。原因があり、結果があるわけであります。

たとえば第一点は、この間の新聞にもこういうことが書いてある。東京都内で、どこの工事現場に石を投げれば青森県人に当たる、こうすることばがありました。が、青森県に限らず、東北、北海道の農村から非常な出かせぎ者が出てきておる。これはことごとく、大部分は未熟練工なんですね。したがつて、高いところに上がる、あるいは低いところも同じですが、元来ならば、とび職の経験を必要とするようなところで作業しておる。さらにまた使用者側は、何でも唯々諾々と、金さえとれば働くということから、危険な作業を平気でやらせておられます。

たとえば一つの例を申し上げるならば、国鉄でさえ危険な仕事を請負にしておる。東北本線や地方の鉄道で、保線作業というものを、國鐵職員がやつておるのであります。新幹線の保線作業を請負制度にしておる。しかも、あれは夜間作業でしょう。昼は仕事するひまがない。過般、新幹線

ながら申し上げますが、あの工事の、あの程度の場合においては、命綱の使用を法律的には義務づけておりませんし、現実には、七人の方は命綱を使つていらっしゃいませんでした。

なお、事故の目撃者のことでありますので、確

認をしたということではございませんが、一緒になくなりました三浦さんという職長さん、これが警告を発し、脱出を指示されて、みずからも中に入られて不幸な災害にあわれたのであります。そういうことで、崩壊がぎわめて一瞬の間に行なわれたということで、緊急避難等をやる余地がな

いです。この根本が一つの原因であります。ささらには、いわゆる直接雇用する建設業者といふものは、出かせぎ者を、土工を、人間扱いにし

ていない、こういう事実がある。東京の杉並区で、青森県から出てきた出かせぎ者だが、夜、宿舎から見えなくなつた。宿舎の残留物は何であるかといふと、ズボンその他の一切のものがある。いかなくなつたのは、からだと、長ぐつだけが見えない。だが、それをさがしていない。二、三日たつてから、その現場から百メートルばかりのところにある下水で、溺死体になつて出た。普通の社会であるならば、人が見えなくなつても捜索するはずなのに、通行人が発見したときは、すでに夏であるから腐乱しておつた。この一事を見れば、がありましたが、青森県に限らず、東北、北海道の農村から非常な出かせぎ者が出てきておる。これはことごとく、大部分は未熟練工なんですね。したがつて、高いところに上がる、あるいは低いところも同じですが、元来ならば、とび職の経験を必要とするようなところで作業しておる。さらにまた使用者側は、何でも唯々諾々と、金さえとれば働くということから、危険な作業を平気でやらせておられます。

たとえば一つの例を申し上げるならば、国鉄でさえ危険な仕事を請負にしておる。東北本線や地方の鉄道で、保線作業というものを、國鐵職員がやつておるのであります。新幹線の保線作業を請負制度にしておる。しかも、あれは夜間作業でしょう。昼は仕事するひまがない。過般、新幹線

ながら申し上げますが、あの工事の、あの程度の場合においては、命綱の使用を法律的には義務づけておりませんし、現実には、七人の方は命綱を使つていらっしゃいませんでした。

なお、事故の目撃者のことではございませんが、一緒になくなりました三浦さんという職長さん、これが警告を発し、脱出を指示されて、みずからも中に入り、不幸な災害にあわれたのであります。そういうことで、崩壊がぎわめて一瞬の間に行なわれたということで、緊急避難等をやる余地がないです。この根本が一つの原因であります。ささらには、いわゆる直接雇用する建設業者といふものは、出かせぎ者を、土工を、人間扱いにしまががやつておるという事実を東京都内で見ました。が、その際は請負金額、親金の四〇%程度でひこまごが事業して、倒産して、そして賃金を払えな

いで逃亡するというような実態もあるわけです。こういうふうなことも、当然法律的に厳重に規制する必要がある。そうでなければ、いたずらに、困った農民が東京へ出てきて、自分の無料奉仕で道路をつくったり、下水道をつくったりすると、いう結果になる。注文母体に聞けば、われわれのほうは元請に払った、元請に聞くと、下請に払った、下請に聞くと、この業者には前々の貸しがあるから差し引いた、そして彼は逃亡した、こういうふうになつて、相手のない賃金の支払いという要求になるという事実もまだあるわけです。こういう事柄についても、出かせぎ者の身辺を保護するだけでなく、それだけが目的で出てきているのだから、しかもそれが全国的に数十万に及ぶのでから、国としてはこの際新しい角度からこういう季節出かせぎ者の不幸がないように抜本的な対策を講ずる必要があると思うが、労働大臣の所見をお伺いします。

○原國務大臣 お説ごもつともござります。どうしても災い転じて福となすようによく本的にこの際やりたいと思っております。それで労働基準監督官による監督の強化をうも少しやりたいと思っております。その労働基準監督官による監督をやるにいたしましても、第一に人が不足でありまして、なかなか手が回らない。さいざん向島の監督署の例も申されましたのですが、なるべく来年度から労働基準監督官を増やして、そして監督の不行き届きといふことのないように、厳重なる監督をするよう、抜本的対策を考えていきたいと思っております。

○米内山委員 最後ですが、いまの新四ツ木橋の犠牲になつた八名の方の雇用関係をお尋ねしております。これらの方は、間組の直用でありますか、あるいはまた別の、何々班の使用者でありますかをお聞きたいと思います。

○森田委員長 渋谷悠藏君。

○森田委員長 淡谷悠藏君。

○淡谷委員 最初に、基準局のほうにお聞きしま

すけれども、今度のリンクビルの工法というのは、あなたのほうの基準から、いくと危険作業になるのですか、危険作業にならないのですか。なるのですか。建設省の直轄工事では、比較的新しく採用されたものでございまして、いまのところ、安全規則関係では危険有害業務というようなことにはいたしておりませんが、今後の調査結果いかんによりましては、いまの体制を変える必要があるならば変えるを得ない、かように考えております。

○和田政府委員 リンクビルの工法につきましては、比較的新しく採用されたものでございまして、いまのところ、安全規則関係では危険有害業務というようなことにはいたしておりませんが、規定のしかたであれば変えなければならないというような結論が万一出来ました場合には、十分法律の改正等につきましても検討していくかと思います。

○淡谷委員 労働基準法の第五章の「安全及び衛生」というところにあります「危険業務の就業制限」その他の項目を見ますと、工法自体を基準局が危険と認定するような条文が見当たらない。全体の工法を危険として認める条項が見当たらない。これは今後やると申しますけれども、この基準法でやっていきますか。

○和田政府委員 工法によりましては、たとえば潜函工法というのは、中が、環境が悪くなる、そういう意味では有害業務ということで指定をして、一定の規制をする、そういうことは現行法でも、できると思います。

○淡谷委員 今後、しばしば起こると思いまが、やはり工法全体が危険でないかということとは、今度のような事故を防止するためのへん重要な要だと思う。これはいまの基準法で完ぺきでしょ

りません。ただやはり応力の計算そのものが、一つの前提条件がありまして、外圧はどのくらいあるかと計書、段取り、こういうものが間組から出されてまいりまして、現地の事務所では、もちろんそれに付属します応力計算書その他見ておるわけです。応力計算書その他によりますと、やはり安全性が一以上になつておる、そういうことで応力的には安全であるという見方をしたわけでございました。ただやはり応力の計算そのものが、一つの前提条件がありまして、外圧はどのくらいあるかといたしませんが、私たち土木の常識から言いますと、外からの圧力というのは、千満の差もあることです。それが先ほど言いましたように、今度の原因はどこから来たかまだはつきりいたしませんが、私たち土木の常識から言いますと、実は工法は危険なことというのとは違つて、安全であることが当然であるうと思ひます。たゞ、その工法によつてつくられる環境によつて、十分間組も安全の管理をいたし、私どもは、先ほど潜函作業で申し上げましたが、問題があつたわですから、これにオーケーを出した

あるということをございます。ただ今回の場合も、いま先生御指摘のように工法自体の問題につきまして具体的な問題があつて、いまの基準法の規定のしかたであれば変えなければならないというような結論が万一出来ました場合には、十分法律の改正等につきましても検討していくかと思います。

○淡谷委員 建設省に伺いますが、さつき米内山委員に対する御答弁の中で、この工法を、この工事に用いることを、何か承認したような御答弁のよう伺つておりますが、その安全性の確認は何によってやられたのですか。この工法自体が、十分安全性を確認された工法かどうか。あらゆる条件に対応して安全でなければ、安全であるとは言えない。事情や環境が違つたのだから、これは安全がなくなつたとは言えないと思うのです、事故、人命に関する問題でござりますから。その点で建設省としてのこの工法に対する認識をはつきりしていただきたい。

○淡谷委員 その当時の認定では、その工法を安全と認定されたが、幾ら認定されましても、起きた事件なのです。危険性があつたのです。その場合に、直轄工事の最高責任者である建設省は、その工法自体に欠陥があつた場合に、これは大膽に責任をとらなければならない立場にあると思います。今後、警察の取り調べと言つております。万一、許可をしたその工法自体に大きな欠陥があつたとした場合に、建設省ははつきりその責任をとられますか。

○森田政府委員 私、その辺につきましては、やはり建設省に、全体のそういう仮設の段取りについて承認した責任はあると思います。ただ、段取りを承認した場合に、それが安全になるよう実際施工されたかどうか、その辺が一つのこれからとの問題であるうかと思ひます。私たち、そういうような安全性につきましては、今後注意いたしますとともに、いまの請負の工事契約書によります重要仮設物の設計を、甲側、いわゆる発注者側が承認するということの法律的な解釈、こういうことがどうなるのか、これも一つの問題であらうかと思います。全体を見まして、やはりこういう建設省も監督しておりますそういう点の責任は、私ども十分感じております。

○淡谷委員 これは、工法自体に欠陥があつたのか、工法を施工する際の間組のやり方に欠陥があつたのかで分かれるとは思ひますけれども、工法について間組から建設省のほうに、これでいい方法もあるだらうし、そういう点はやはり現地において、十分間組も安全の管理をいたし、私どかどかかといふことの一つの質問、あるいは相談があつたわですから、これにオーケーを出した

建設省は、やはり工法自体に対してもうと真剣に責任を感じる立場はどうしても必要だと私は思うのであります。特にこの際お聞きしておきたいのは、直轄工事を請け負う人との関係ということはどうなのでですか。一体どこまで監督権が及ぶのですか。たとえば、さつき聞いておりますと、今度事故を起こしました人たちも、間組の直轄の労働者だと言われておりますが、労働者の使役、その他のことについても、建設省に責任があるのかないのか。これは間組のように大きな請負工事者は、またざらに下請にやらせますが、国会で議論の結果は、下請の責任は元請が負うという方向に漸次向かいつつあるのです。これでなければ始末がつかないような状態になつてゐる。そうすれば、これは平たく申しますと、間組の最終的な工事責任者というのは建設省自体だというのが、これは直轄工事の常識だらうと思うのです。何としても、間組のほうに責任を押しつけることもあるでしょうけれども、建設省自体が最終責任をとるのが至当だと私は思うのですが、その点はいかがですか。

○表輪政府委員 一般に工事の請負契約で、いわゆる甲側の責任、発注者側の責任がどうあるべきか、また受注者側の責任がどうあるべきか、これについては、いろいろ今後の問題があろうかとも思いますが、ただ私たち、全体を行政的に見まして、建設省が発注しておるということ、またその発注につきまして、その工事をいたします建設業者が十分安全に工事をやるということを監督することとは、これは別に法律その他問題以外にやはり道義的にあると思いますので、そういう点につきまして、私たちには十分反省してまいりたいと思います。

ただ、私たちよく現場におりますと、請負工事をやっておりますと、ここはこうしろ、ああしろといふような細部の指示をいたしましても、目的物が私たちの発注した目的物になるようなものであれば、必ずしもそれにとらわれなくてやるという自由性は、いまの契約書の中にあるわけでござい

ますか。たとえば、さつき聞いておりますと、今度事故を起こしました人たちも、間組の直轄の労働者だと言われておりますが、労働者の使役、その他のことについても、建設省に責任があるのかないのか。これは間組のように大きな請負工事者は、またざらに下請にやらせますが、国会で議論の結果は、下請の責任は元請が負うという方向に漸次向かいつつあるのです。これでなければ始末がつかないような状態になつてゐる。そうすれば、これは平たく申しますと、間組の最終的な工事責任者というのは建設省自体だというのが、これは直轄工事の常識だらうと思うのです。何としても、間組のほうに責任を押しつけることもあるでしょうけれども、建設省自体が最終責任をとるのが至当だと私は思うのですが、その点はいかがですか。

○表輪政府委員 一般に工事の請負契約で、いわ

うものは、契約書の中にどういうような関連をつけて考えていくべきか、いまいろいろ対策を関係

省と協議している次第でございます。

○淡谷委員 そういうところに、やはり今度の惨

事のかなり根本的な問題がひそんでいると思うの

であります、これは、さつき大臣からも、基準

監督署関係の人員が、たいへん不足で困ると言わ

れておりますけれども、基準監督署としても、こ

ういうことに對して、十分署員を配置するような

余裕はないでしよう、ほんとうの話は、この工

事は、あまり見ていないかたでしよう。

○和田政府委員 本件の工事現場につきましては、監督署の監督は、十一月から事故発生時まで

に三回行なわれております。現在の監督官の配

置状況から見ますと、監督はよくやつたほうでは

なかろうか、かようになります。

○淡谷委員 その監督をした場合に、工事の危険

は感じなかつたのですか。特に働いてるのは非

常に不熟練な労働者です。あの工事の性格と、労

働者の性格から見て、十分危険が予知できたと思

います。しかしにかわらず、労働者の就職経路な

り就職後の状況が、完全に把握できるような体制

になつておれば、そのどちらでもけつこうだと思

うのでございますが、直接隸故募集等による者に

つきましては、実態がなかなか把握できない、そ

こに非常に問題が起きやすいといふように考えて

おりますので、安定所の正規の許可を受けた就

職、そういうものに全部持つていただきたいと考えて

おりますが、まだ現在のところそこまで至つてお

りません。

○淡谷委員 いまたくさんの季節労務者も出いで

るようですが、あの季節労務者の何多くら

いが職安を経由していないのですか。

○住政府委員 大体季節労働者六十万と言われて

おりますが、安定所の紹介による労働

者は二十万あります。

○淡谷委員 これは、雇用条件を非常に完全なものにするためにできたのが私は職業安定所だと

思っておりますが、それが六十万のうち、わずか

二十万しか経由していない。四十万というもの

は、安定所を経由していない。これは大臣にお考

え願いたいのですが、なぜこういう労働者が、安

定所を経由することをきらうかという基本的な問

題です。これはどうお考えになつているのです

か。何かみずから顧みて原因がおわかりになりま

せんか。

○住政府委員 安定所を経由するのは、いま申し上げました二十万でございますが、そのほかに、結局出かせぎ労働者の台帳を市町村等と協力してつくっております。そういう台帳による出かせぎ労働者の把握は、約四十万ぐらいになつています。

○淡谷委員 これは職安を経由しないで間組が募集したというのですが、間組は合法的な手続をとつて雇用したのですか。

○住政府委員 許可を受けて募集いたした労働者でございます。

○淡谷委員 一休職安を経由して雇用された労働者の管理と、いまのようなケースで工事者が独自に募集した労働者の管理、この関連は労働者としてはどうちが管理しやすい、あるいは監督しやすいのですか。同じですか。

○住政府委員 私どもとしましては、職安を経由する、しないにかかわらず、労働者の就職経路なり就職後の状況が、完全に把握できるような体制になつておれば、そのどちらでもけつこうだと思つりますよといつておどかすのです。これはもうつきましたが、実態がなかなか把握できない、そこに非常に問題が起きやすいというように考えておりますので、安定所の正規の許可を受けた就職、そういうものに全部持つていただきたいと考えておりますが、まだ現在のところそこまで至つておりません。

○淡谷委員 これは原因等も、お気がつかれないかもしませんが、非常に大きな原因があるのであります。出かけていきますと、まず本人の意思もあるだろけれども、その選ぶ職種について、職安ははつきり規定しますね。いやだというと、おまえさんは労働意欲がないんだから、失業保険を打ちつりますよといつておどかすのです。これはもうわれわれ全国の安定所を見つめただれども、そういうケースがずいぶん出てきた。したがつて、その点を考えますと、どうも回避するおそれがある。確かに職業安定紹介はやりましたが、その耳には入らないかもしれません。窓口ではしばしば出る苦情なんですね。そういう点について、もう少し季節労務者その他の気持ちのあり方についての御配慮を願いたいし、特に大きな土木工事などは相当危険が伴いますから、これからさまざま万博をはじめ、必要とする労働者も多くなるでしょう。一つの奴隸労働がまたあらわれないように、十分本人の希望する意思、能力、体力などもよく見てやついただきたいと思う。中にはせつから旅費をかけてやつてしまして、血圧が高いというだけで帰された人もあるのです。これは出でくれば、わかつておるはずなんですね。そういう愛情の欠けた雇用方法が、お役所としてやられるというと、とても完全な職業経由の雇用はできなくなつてくる。間組なども、そういう点は十

点は一そな御配慮をお願いしたいと思うのあります。

それから、この間組のやっていることなんですが、今度の事件でたまたま明らかになつたのですが、こういう事故に対する見舞い金は二十万円といわれていますね。これはお調べになつていますか。

○和田政府委員 間組の具体的な見舞い金の金額、手元にございませんので、調べさせていただきます。

○淡谷委員 お手元にないかもしだれぬけれども、各紙が一齐に書いていますので、新聞が、見舞い金が二十万円ということは、ここに切り抜きがありますから……。

○淡谷委員 お手元にないかもしだれぬけれども、各紙が一齐に書いていますので、新聞が、見舞い金が二十万円ということは、ここに切り抜きがありますよ。これはわれわれの目にも入る新聞であります。関係のある皆さんの目に入らないことは、たしか、さしあたつて出したものであらうと思います。これは最終的にどの程度の額になるかにつきましてなお間組としても考へておるのではなかろうかと思ひます。それが見舞い金といふのは、たしか、さしあたつて出したものであらうと思います。これは最終的にどの程度の額になるかに見舞い金といふものの性格は何なんですか。

○和田政府委員 先生がいま御指摘になりましたのは、たしか、さしあたつて出したものであらうと思います。

○淡谷委員 お手元にないかもしだれぬけれども、各紙が一齐に書いていますので、新聞が、見舞い金が二十万円といふことは、ここに切り抜きがありますから……。

と損害賠償の関係などもこれから起つてきます

から、いまの問題でも、把握される必要があると思ひますが、いかがでござりますか。

○和田政府委員 間組の就業規則によります弔慰金につきましては、労災保険で支払う金額のほかに、雇用期間に応じて変化があるようでございまして、一年未満の場合は大体二十万から三十万、事案になつて違うのだろうと思ひますが、そういうことを就業規則では規定をいたしておるようでございます。弔慰金、あるいは見舞い金、あるいは慰謝料、これにつきましては、その性格が多少不明確なところがございますが、先生のいま御質問の中にありましたように、使用者側と御本人の遺族と、和解のよくなかったりで成立をいたしました。

○淡谷委員 これは裁判にはなりにくいのだといふことを御了解の上でおやりいただきようになりますと、訴訟は非常になりにくく、かようになります。その点は遺族側のほうでも、そういう性格のことを御承知をいただいて、合意が成立するなら、これで裁判にはなりにくいのだといふことがあります。

○淡谷委員 これは労働大臣にお考えおき願いたいのですが、今度のような事故はほとんど本人の責任といふことは言えない。職安を経由しなくては、あるいは許可を得た募集方法によつておられると、県であろうと、市であろうと、これは大体標準の請負契約書でやられておると思います。また、民間の一つのこういう建設業者にものとを差注する際のいろいろ考へ方は、これは多少それぞれ違つておると思いますが、請負業者が発注主から工事を受け負うというような点につきましては、これは請負工事の契約書の法律的な考え方いかんによるかと思ひますが、やはり思想としては同じものがあるのではないかというふうに考へております。

○淡谷委員 これは從来、私もしばしば経験したのですけれども、見舞い金といふものの性格を、この際基準局あたりでも、はつきりしてもらいたいと思うのです。この見舞い金をやるから、あとは民事上の請求その他一切いたしませんといふ札をとる場合がしばしばあります。間組がそうだけ言ひませんよ。これじゃ全く正当な損害の請求などはなくなつてしまふのですね。特に、ああいうふうな大きな会社の慣習ですから、その点はやはりもつとつきりお調べになつて、見舞い金

は実態です。あとは下請ですから責任がない。こ

ういうあたりからも、元請の責任を追及するわれの態度が強まつたわけですが、間組の今度の問題なども、間組に欠陥があれば十分に責任を追及しなければなりませんが、まず元請の立場にあります。

○和田政府委員 これは公的工事といふのは、将来の予定の公物だといふような考え方もあります。また、そういうものの中ではございませんが、現地に工事をやるために、雇用期間に応じて変化があるようでございまして、法務省その他の関係省とも問題については、法務省その他の関係省とも十分打ち合わせをいたしまして、国としての最終意見をきめたいというふうに考えております。

○原國務大臣 建設省のほうにお答え願います。それに関連しまして、国家賠償法の問題ですが、一条、二条の条項といふものは適用できるのじゃないですか。

○義輪政府委員 国の直轄工事でございますが、この場合の請負契約といふものは、発注者が国であると、県であると、市であると、これは大体標準の請負契約書でやられておると思います。また、民間の一つのこういう建設業者にものとを差注する際のいろいろ考へ方は、これは多少それぞれ違つておると思いますが、請負業者が発注主から工事を受け負うというような点につきましては、これは請負工事の契約書の法律的な考え方いかんによるかと思ひますが、やはり思想としては同じものがあるのではないかというふうに考へております。

○淡谷委員 まだ、御記憶を新たにするために、一条、二条、簡単ですから読み上げますと、国家賠償法の第一条はこうなつてます。「公権力の行使にもとづく損害の賠償責任、求償権」ですね。こういうのが第一条ですが、二項は、「前項又は公共団体の公権力の行使に當る公務員が、その職務を行なうについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」二項は、「前項の場合はにおいて、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対し求償権を有する。」第二条は、「公の營造物の設置管理の瑕疵にもとづく損害の賠償責任、求償権」一項は「道路、河川その他の公の營造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」これは、まあ建設省のほうからはいま御意見を聞きましたが、労働大臣に私は一つお願いがあるのです。

の場合、人間がその犠牲にあわないための措置といふものがとられていないからと思うのです。いずれの場合においても、そういう方法は講じられないないように見受けておりますが、この点はどうでございましょうか。

○議論政府委員 これはやはり私のほうの、現地でこういう橋を設計し、請負にいたしましたときのいろいろの工事の仕様書をつくり、また現地の業者はうから出でてきます仮設の設計をチェックする。そういうような中で、こういう新しい工法につきましては、今までの例、過去の実施例を見ていらいろ改善を加えておつたわけでございます。結果的に見ますと、非常に申しわけのないことになったわけでございますが、私たちこういう過去の例及びまた現地のそういう調査研究だけで足りないものは、やはり中央の土木研究所その他も動員して検討するということも今後は積極的に行ないまして、こういう事例のないよう私たち努力いたしたいと考えております。

○本島委員 労働大臣伺いますけれども、私どもどんな場合でも、人命尊重という形における措置といふものを、常に考えていかなければならぬと思うのです。今回の場合におきましても、御承知のとおり技術者といわれるような人はいなかつたということ、それから監督官もない、危険な作業といふものは、季節労務者の人たちのようないいは日雇い労務者でマル公で働いておる人たち、こういう人たちが常に使われておるわけなのです。そういうところについては、特段の、いざといったときの救命用具とか、機械とか、そういうものがちゃんとしてなければならないのにしてない。そういうところばかりをやらせられているという感じがするわけですね。こういう点、今後もあることですから、いろいろの工事について、大臣はこれから先、どうしようにもしようと考えていられるのかを承りたいと思います。

○原國務大臣 請説ごもっともございまして、危険なところには緊急避難とかその他のいろいろ規定もございますが、今後は、ことに建設業に

は、非常に出かせぎの形が多いというような特殊事情もございますので、労働省といたしましては、さいぜんから申しているのですが、労働基準監督官を強化して厳重に監督をいたしまして、それがかかるとか、経済であるとかいうのは第二でござりますから、それを引き違えないようによく監督を強化して、御期待に沿いたいと考えております。

○本島委員 労働基準監督官を増員して、こう言われておりますが、私ども地方を視察いたしましたところも事実だし、また災害を防ぐための措置といふものはあまり講じられておりませんし、それから機械化ということが要望されているのに、これもできていない。たとえば災害があった場合に、かけつけるのに自動車、オートバイ、こうなるのですが、自転車しかないというところも以前にはずっととあったようあります。最近やっとオートバイ程度が配置されているようですが、自動車などの最も現場で必要なものが設備されなければならぬのに、ほとんどされていないのではございません。したがいまして、労働省としましては、第二次産業災害防止計画に引き続

きまして、昨年第三次の労働災害防止基本計画をつくりまして、五ヵ年間の計画でございますが、危険業種の指定その他の処置をとりますとともに、会社の首脳部が安全問題に対する認識を徹底的に持ってくれるよう、あるいは、現場の第一線の人に対する管理能力がある、働く労務者の方が適性を持った作業につかれること、そういうようなことを根幹にいたしまして基本計画をつくりて、それに基づいて年次計画を立て、現在のところでは年間7%くらいの発生率の低トいふことを目ざして努力をしているところでござい

ます。

○本島委員 今回の青森県の大鰐町の人々の例でしみじみ思いますが、お米やリンゴの作があまりよろしくなかつた、あるいはまたミカン、バナナ等の競争にある程度負けた、そういうことから出かせぎといふことになつてきて、その数がふえておる、こういうふうにいわれております。そこで、今日いろいろの面で見てまいりますときには、こうした不作だとあるいは競争に負けたとか、いろいろの条件によるところの出かせぎといふような労務者はふえてくると思うのです。といふことは、いろいろわれておりますけれども、結局いままで、地方の零細農業では三ちゃん農業といわれて、じいちゃん、ばあちゃん、かあ

ちゃんでやつておつたけれども、いま、そのかあちゃんのほうまで現実に賃金の入る労務に働きにくく、そうして四時なり五時なり帰つて日のある同じじゅう農業をやるというので、二・半ちゃん農業、こういわれておるわけです。こういうことは、政府の施策も物価高を引き起こして、日本の国民の生活水準が多少引き上げられた、こういう労務者に対する措置というものが、先ほどからもたびたび言われておるよう、人員すればならないのに、ほとんどされていない、こういわれておられますけれども、日本に市町村がどのくらいあるか、そちらのほうで詳しく述べておるわけですが、そういうところに対して、大体どの程度に抜け出かせぎに出でてるのかといふ調査などはできるはずだと思います。それが、たとえば職安を通して働いている人ばかりでなく、個人的に出ていくておるということも、はつきりその町なり村なりいうものをたずねればわかるわけです。私も、うちの近所で季節労務者に飛び込まれて、自分の行くところはどこでしようかといふわけで、びっくりして聞いてみたら、世田谷の三軒茶屋といふところで工事をやっておるそうだからといふことで、この人はおまわりさんが心配して、本島のところに行けばわかるだらうということでよこされたわけですが、その事業所をさがすのに五時間かかりました。はがき一枚で番地も何も書いてないのですから。そういうふうにしてたどつてこれらた人が、その村だけでも大体百名近くいるだろうということを聞いたのです。職安を通しておるのことを聞いたのです。

かと言つたら、全部通してないといふのですね。だから、職業安定所の業務の中で、こういうものができないか、こういう点の調査なりあるいは把握のしかたといふものをどういうふうに考えていら

れるか、この点をお尋ねします。

○住政府委員 御指摘のように、実態はまだ必ずしも把握されておりません。そういう意味で、市町村だけでも、あるいは安定所だけでも、独自ではなかなかつかめないことが多うございますので、私どもとしましては、市町村なりあるいは農協その他の組織、安定所、こういうところが一致協をして出かせき労働者の状況というものをつかむように努力してきておるのでございますが、今後ともそういう努力を一そく積み上げていきたい。それと同時に、必要な実態の把握、そのための調査、というものもやっていきたいと考えております。

○本島委員 いま労働行政の中で最も望まれることは、社会の底辺にいる人たちの問題だろうと思います。特に中高年齢といいます、今回の災害の例から見ましても、大体出かせぎに行かれ方々は、四十歳代、そして五十、年をとつていらっしゃる方で六十五歳ぐらいまでの人たちが出でるということになるわけなんです。そうすると、中高年齢の職業、いうものが適職が与えられていらないということと、技術を十分に持たれていないということであるうと思います。そのためには、労働省には職業訓練所などもあるわけで、そういうところで、手に技術のないうな人々に、機関を設けて技術の習得をしてもらおうとか、というような方法も立てなければいけないのじやないだろうか、こう思うわけなんです。

それからもう一つは、若年労働者の問題ですが、たまたま青森県の人であったのですが、今回射殺魔というようなもの、これも集団就職で出てきて、そして職業に定着できず、転々として歩いて転落した青年の例になるわけなんです。されば、きめこまかい労働行政ということを、たしか労働大臣に原さんになられたときの言われたと思うのですが、一体どの程度のきめこまかい行政が行なわれていいとしておるのか。私ども、この中高年齢以上の人、それから若年労働、こういう点におけるところの、労働省のいわゆるきめこまか

い、愛情豊かな行政というものがなされていない結果、今日のこのようない災害なり、また転落者なりが出てきたのだと思うのです。それがすべて、地方の農村地帯の人々、ほんとうに収入の少ない、そして労働の激しい地域の人々にかけられておる犠牲というふうに思われるわけなんです。こういう点、今後労働大臣は、この災害にあわされた方々の靈廟に對して冥福を祈るという意味からしても、今までございまして、さいぜんからしばしば申し上げておりますが、これを機会に、労働災害が起らぬかじめ御報告願つておきたいと思います。

○原國務大臣 本島先生の御意見まさにごもつともでございまして、さいぜんからしばしば申し上げておりますが、これを機会に、労働災害が起らぬかじめ御報告願つておきたいと思います。

それから第一点の、適材適所に置くようにおのの——さいぜんからもお話をございましたが、本人に向くような仕事をさかしてあげる、そういうことを職業安定所においてはやっておるのでございますが、まだ十分でございません。これからそれが一番大事で、方々で調べたところによりますと、中卒、高卒なんて若年者は、三年すると大体五二%の人がその職場を離れている。そういうふうなことの最大の原因是、やはり適材適所にいっていいないということござりますので、よくあります。二十階建ての東京でも珍しい、名物になるぐらいたいへんなものでござります。そこに日本の労働青少年の全国的な中心を置く、地方には労働青少年のホームを置く等、万般積極的にやりたす。新たに設置いたしまして、すでに総工費六十億——おそらく八十億になると思いませんが、去年土地買収が済んで、ことしから建築にかかります。これまで荒川放水路事故につきましてはいろいろなことを職業安定所において善処するように指令を出した

○森田委員長 河野正君。
○河野(正)委員 本日は労働災害ということですが、御承知のように、ここ数日間をとらえてまいりまして、荒川放水路の事故がございましたし、また北海道におきまする雄別炭鉱の事故がございましたし、さらに東大病院におきまする高圧酸素治療タンクの爆発事故。こういうふうな事故が相次いで起こってまいりまして、日々の新聞には労働災害の記事が載らない日はないというふうな、まことに残念な状況でございます。そこで、論議されましたので、私は、特に今回の東大における高圧酸素治療タンクの爆発事故にしまして、いろいろ労働災害についての質疑を行なつてまいりたいと思います。

特に今度の東大における事故の特色といふものは、人命を救うことが医療であるにもかかわらず、この東大の場合には、かえつて医師と治療を行ないつつある患者のとうとい四名の人命を奪つたというところに、その特異な事情がござります。しかもこの事故は、医学の新しい領域での事故でござりますので、そういう意味におきましては、今後に及ぼす影響も非常に大きかろうといたします。しかもこの事故は、医学の新しい領域での事故でござりますので、そういう意味におきましては、今後に及ぼす影響も非常に大きかろうとします。そこで、いすれにいたしましても、労働災害の事故でござりますので、その特異な事情がござります。そこでは、やはりこの際大いに反省をする時期が招来されておるのではないかというふうに考えます。そこで、いすれにいたしましても、労働災害についてやはりこの際大いに反省をする時期が招来されておるのではないかというふうに考えます。そういう意味で、後ほどいろいろお尋ねをしてまいるわけでございますけれども、こういった事故に対し、労働災害に對しまする危険防止、労働衛生なり安全という立場からやはりこの問題が大いに反省されなければならぬとい

うことは、これはもう否定することはではない事実でございます。そういう意味で、ひとつこの際大臣の御見解を承りたいと思います。

○原國務大臣 河野さんの御承知のとおりでございまして、最近各所に労働災害が頻発いたしました。私どももまことに申しわけなく、責任を痛感いたしております。

それで、さいぜんからいろいろ申し上げておるところでございますが、それは何といたしましても、やっぱり人命尊重、人間尊重ということを第一といたしまして、その精神やそういう主義、観念を盛り立てることが非常に大事でございまして、その他経済とか能率とか等々のことは第二にする、こういう考え方で労働省といたしましてもやる考え方でございます。そして、いわゆる労働衛生とか、それから安全の監督を強化いたしまして、労働基準監督官によってそれらを積極的に監督して、災害防止に万全を期していただきたい。このたびの災害を契機として、決意を新たにしてやる考え方でございまして、よろしくお願ひいたします。

○河野(正)委員

決意を新たにしてやつていただき

くことはけつこうでござりますけれども、それなれば今回の事故の原因是一体どこにあつたか。一説には電気系統の故障説がござりますし、一説には医師の不注意による過失説がございます。これは医師の不注意による過失説がございます。これは一面におきましては、犠牲者に対し非常に相すまぬ言い方でござりますけれども、申しわけない言いかでござりますけれども、そういう議論がござります。そこで、基本的な姿勢については、ま大臣からの御意見どおりだと思いますが、具体的にいろいろ質疑を展開する意味でぜひ承つておきたいと思いますのは、その直接の原因といふのは一体何であるのか、この点だけひとつ政府の御見解を承りたい。

○坂元政府委員

今回の東大の爆発の事故の原因は、現在警察当局等によつて現場検証が行なわれております。本日午前中の状況でもまだ最終結論は出でないところでございますが、新聞等にも出ておりましたように、いろいろな考えられ

る原因が一応出されているようございます。いまして、最近各所に労働災害が頻発いたしました。私どももまことに申しわけなく、責任を痛感いたしております。

それで、さいぜんからいろいろ申し上げておるところでございますが、それは何といたしましても、やっぱり人命尊重、人間尊重ということを第一といたしまして、その精神やそういう主義、観念を盛り立てることが非常に大事でございまして、その他経済とか能率とか等々のことは第二にする、こういう考え方で労働省といたしましてもやる考え方でございます。そして、いわゆる労働衛生とか、それから安全の監督を強化いたしまして、労働基準監督官によってそれらを積極的に監督して、災害防止に万全を期していただきたい。このたびの災害を契機として、決意を新たにしてやる考え方でございまして、よろしくお願ひいたします。

○河野(正)委員

決意を新たにしてやつていただき

くことはけつこうでござりますけれども、それなれば今回の事故の原因是一体どこにあつたか。一説には電気系統の故障説がござりますし、一説には医師の不注意による過失説がございます。これは医師の不注意による過失説がございます。これは一面におきましては、犠牲者に対し非常に相すまぬ言い方でござりますけれども、申しわけない言いかでござりますけれども、そういう議論がござります。そこで、基本的な姿勢については、ま大臣からの御意見どおりだと思いますが、具体的にいろいろ質疑を展開する意味でぜひ承つておきたいと思いますのは、その直接の原因といふのは一体何であるのか、この点だけひとつ政府の御見解を承りたい。

○坂元政府委員

今回の東大の爆発の事故の原因は、現在警察当局等によつて現場検証が行なわれております。本日午前中の状況でもまだ最終結論は出でないところでございますが、新聞等にも出ておりましたように、いろいろな考えられ

いわゆる安全保持の基準は民間におけるそれとほんど同じである、このように申し上げてよろしいかと思います。

○河野(正)委員 一般的の民間と同じだと言われておられるけれども、實際には安全基準というものが策定をされておらないということだらうと思うのです。いま職員局長は民間と同じとおっしゃつておられますので、今後そういう構造上の安全性と同時に、また操作上の面にわたる安全基準等の確立、こういうものが早急に検討をいたされなければならぬ問題だ、私どもはこういうふうに考えておるわけでございます。

○河野(正)委員 そこで、大臣、それから人事院から、職員局長おいでござりますから、承つておるわけございまして、具体的に各省庁の長が必要な措置を行なう、こういう仕組みになつておかれています。人事院規則にいろいろこまかい規定がございますが、各省庁の長は、安全管理担当者といふものを指名しなければならない、あるいはまた危害防止主任者を指名しなければならないということになつております。各省庁の長は、安全管理担当者は、所定の基準に従つて必要な安全対策を講ずる、こういう仕組みになつておるわけございます。

○河野(正)委員

その基準がきめられておらない

で、そういうことがやられておると、やられておらぬということは、ちょっとと言いにくく問題ではなかろうかと思うのです。各省庁とおつしやるけれども、基準が定められて各省庁がやるのであって、結局監督権は人事院にある。公務員法によつて、人事院規則によつて人事院がおやりになります。ところが安全基準といふものは確立されておらず、きつと数が出てこなければならぬと思うのでござります。

○島政府委員 国家公務員の安全保持について一つ基本的な大きな問題があらうと私は思うのです。この点について労働大臣と人事院のほうから、ひとつ御見解を承りたい。

現在、職員の安全保持につきましては、国家公務員法に基づきまして、人事院規則によつてその根本基準が定められておるわけでございます。私どもがいろいろ基準をつくる上において、先ほど先生のお尋ねの、労働省とのような連携が行なわれているかといふ御質問でござりますが、その私どもが定めます基準といふのは、労働基準法等の規定の例によつておりますので、その

ておるのか、こういう実態というものが捕捉されてしまつたのかどうか、まずその点から御報告を願いたいと思います。

○坂元政府委員 便宜私からお答え申し上げます。高圧酸素治療装置といわれるものにつきましては、各大学等の病院において研究試作というようあります。おそれながら、実態といふものが完全に把握されていなければならぬ、こういうふうにわれわれは考えるわけですが、その点いかがですか。

○坂元政府委員 私どもが現在まで確認をいたしておりますのが七十六台、こういうことでござります。おそらくこの数字は実情とほとんど差はないのではないか、こういうふうに思つておりますが、それで、それは後ほどまたお尋ねしますが、そなれば、今回発生をいたしました高圧酸素タンクの使用といふものが一体どの程度全国に普及し得るかと思うのです。

があつたが、これは本質的に非常に誤った概念であります。一つも違ひます。放射線だって、いろいろ放射線障害が起つてきているでしょう。放射線は、一面においては非常に高い治療効果をあげるけれども、一面においてはそれらに対する障害が起つてくるわけです。ですからこまごまと医療法で規制というものが行なわれてゐるわけです。したがつて、放射線と違つてというような概念では困るので、やはり同様な立場からこの問題についての、安全についての配慮が行なわれなければならぬと思うのです。

たとえば、もう時間もございませんから多く申し上げられぬことが残念ですけれども、臓器移植においてもそうですよ。心臓移植において私はそうだと思うのです。まだ死の判定基準ができるないわけでしょう。にもかかわらず、そういう操作といふものは前向いておる。ですから、臓器移植がいい悪いは別として、やはり人命というものはどういわけですから、その前段の死の判定基準といふものがありますね。まだつくらぬ。そして臓器移植といふものに移されていかなければならぬ。ところが、その死の判定基準といふものはまだつくらぬで、臓器移植が先に行なわれていよいよあります。人命がどういふことは私ども十分承知しておるわけですから、それならば臓器を提供する人の命は一体どうなるか、こういう疑問が当然出てくると思うのです。厚生省の施策といふものは、事故が起つてそのあとからあとから追つかけていく、こういう後手といふものが今日あらわれておると思うのです。こういう臓器移植の問題等は一体どうお考えですか、大臣。

○斎藤国務大臣 私は、これも医学界の権威の方々とも十分相談いたしたいと思いますが、このごろの医学の進歩は、御承知のように、臓器移植も全くその一例であります。高圧酸素の治療もその一例であります。これらはとにかく医学界の方々が開発していくかれる段階でございます。その開発の段階で行政的にそれをチェックするようなやり方がなかなかむづかしい。開発の段階で、だれが

あって、一つも違ひます。放射線だって、いろあれば、これは医者として治療を誤つたとかなんとかいうような問題になりましようけれども、それは治療はあるないぞ、それはちょっと待て、厚生省で研究してみてと言つたところで、私どもまだ研究しておりません。臓器移植のごとき、あるいはその治療の面は、やはり最善の注意を払うのが治療法で規制というものが行なわれるわけです。したがつて、放射線と違つてというような概念では困るので、やはり同様な立場からこの問題についての、安全についての配慮が行なわれなければならぬと思うのです。

たとえば、もう時間もございませんから多く申し上げられぬことが残念ですけれども、臓器移植においてもそうですよ。心臓移植において私はまだつくらぬ。でも死の判定基準ができるないわけでしょう。にもかかわらず、そういう操作といふものは前向いておる。ですから、臓器移植がいい悪いは別として、やはり人命というものはどういわけですから、その前段の死の判定基準といふものがありますね。まだ死の判定ができないままです。でも死の判定基準といふものが行なわれるわけです。だからこそ、私はかように思うわざであります。

○斎藤国務大臣 肝臓移植、あるいはそのほかの問題も一つだ、大事だ、ここを注意せよ、ああだこうだというものができますまいりませんと、何か新しいことを始めたらしい。それはあぶないというわけにはいけません。

○河野(正)委員 大臣のおっしゃることは、本質的に相矛盾していると私は思うのです。そういうことでは困ります。やはり死の判定ができますまいりませんと、何か新しいことを始めたらしい。それはあぶないというわけにはいけません。こうおっしゃつておるわけです。ですから、これが決してまといませんと、何か新しい状態になつた場合に、それを押えていくのではないか、私はかように思うわざであります。

○斎藤国務大臣 肝臓移植、あるいはそのほかの問題も一つだ、大事だ、ここを注意せよ、ああだこうだというものができますまいりませんと、何か新しいことを始めたらしい。それはあぶないというわけにはいけません。こうおっしゃつておるわけです。だから、そこでもやれるといふようになりますか。

○河野(正)委員 大臣のおっしゃつておることは、本質的に相矛盾していると私は思うのです。そういうことでは困ります。やはり死の判定ができますまいりませんと、何か新しいことを始めたらしい。それはあぶないといふことがあります。

○斎藤国務大臣 何をやつてもよろしいかどうかが、その結論が出るまでは、いまのような医学の上での制度といふものが確立されなければならぬ。そういうものを確立しないで、医学の進歩發展だから、それについては厚生省は規制するわけにはいかぬといふことがあります。このころは、人工肝臓、あるいは人工心臓だ、あるいは人の心臓を移植しかねるといふ問題もあるわけであります。

○河野(正)委員 何をやつてもよろしいかどうか

かのように思うわけであります。このころは、人工肝臓、あるいは人工心臓だ、あるいは人の心臓を移植しかねるといふ問題もあるわけであります。

○斎藤国務大臣 これは、死の認定といふものがはつきりされなければ生きた人の心臓を移植することにもなりますから、そこでもやれるといふことがあります。

○河野(正)委員 これが、死の認定といふものがはつきりされなければ生きた人の心臓を移植することにもなりますから、そこでもやれるといふことがあります。

○斎藤国務大臣 これは、死の認定といふものがはつきりされなければ生きた人の心臓を移植することにもなりますから、そこでもやれるといふことがあります。

○斎藤国務大臣 私は、人命の尊重の面においては、決して食い違つていいと思います。人命を尊重しなければならぬからこそ、医学の新しい開発もやつていかなければならぬ。そこで、いま死の認定をどうするか、いま世界的な学界の中の一つの大きな争いの問題になつておるわけで、死の認定をどうするか、どう見るかといふ問題になつておるわけにはなかなかまいらない。そこでもやつていかなければならぬ。そこで、いま心臓移植の問題であります。それをいま厚生省が一時的に判定して、脳波がとまつただけではだめなんだ、心臓もとまつてしまわなければだめなんだといふことをやれば、それで、そういうことがいいかどうか、これはやはり學界の検討にまかせてそういう判定をすれば、この間の北大のあの先生は、生きておる人間の心臓を取つたということがあります。これは軽々にできません。したがつて、脳波がとまり、そうしてこれが死亡だといふ認定ができるのではないかという学説が半分以上ある

す。ですから、いまの臓器移植にしたって、死の判定ができるができないが、医学の発展のためにはやつてよろしいといふ問題であります。それを踏んまえまして、厚生省は死の認定はやれるといふわけにはなかなかまいらない。そこで、死の認定をどうするか、どう見るかといふ問題になつておるわけであります。

○斎藤国務大臣 何をやつてもよろしいかどうかが決定されなければ、これを法律化をし、安易に軽視じやないです。そういう政府内の不統一では困りますよ。人命でござりますから、いまの厚生大臣の発言はきわめて重大だと私は思つておるわけですが、そちら、そこでもやれるといふことがあります。

○斎藤国務大臣 厚生大臣の発言はきわめて重大だと私は思つておるわけですが、そちら、そこでもやれるといふことがあります。

○河野(正)委員 何をやつてもよろしいかどうかが決定されなければ、これを法律化をし、安易に軽視じやないです。そういう政府内の不統一では困りますよ。人命でござりますから、いまの厚生大臣の発言はきわめて重大だと私は思つておるわけですが、そちら、そこでもやれるといふことがあります。

○斎藤国務大臣 何をやつてもよろしいかどうかが決定されなければ、これを法律化をし、安易に軽視じやないです。そういう政府内の不統一では困りますよ。人命でござりますから、いまの厚生大臣の発言はきわめて重大だと私は思つておるわけですが、そちら、そこでもやれるといふことがあります。

○河野(正)委員 何をやつてもよろしいかどうかが決定されなければ、これを法律化をし、安易に軽視じやないです。そういう政府内の不統一では困りますよ。人命でござりますから、いまの厚生大臣の発言はきわめて重大だと私は思つておるわけですが、そちら、そこでもやれるといふことがあります。

○斎藤国務大臣 何をやつてもよろしいかどうかが決定されなければ、これを法律化をし、安易に軽視じやないです。そういう政府内の不統一では困りますよ。人命でござりますから、いまの厚生大臣の発言はきわめて重大だと私は思つておるわけですが、そちら、そこでもやれるといふことがあります。

○河野(正)委員 何をやつてもよろしいかどうかが決定されなければ、これを法律化をし、安易に軽視じやないです。そういう政府内の不統一では困りますよ。人命でござりますから、いまの厚生大臣の発言はきわめて重大だと私は思つておるわけですが、そちら、そこでもやれるといふことがあります。

○斎藤国務大臣 何をやつてもよろしいかどうかが決定されなければ、これを法律化をし、安易に軽視じやないです。そういう政府内の不統一では困りますよ。人命でござりますから、いまの厚生大臣の発言はきわめて重大だと私は思つておるわけですが、そちら、そこでもやれるといふことがあります。

○河野(正)委員 何をやつてもよろしいかどうかが決定されなければ、これを法律化をし、安易に軽視じやないです。そういう政府内の不統一では困りますよ。人命でござりますから、いまの厚生大臣の発言はきわめて重大だと私は思つておるわけですが、そちら、そこでもやれるといふことがあります。

の人からいえば、もうこの人は死んだと見ていいのだといつての判定があつて、それによつてやつておられるからあの問題も私は刑法の問題にはならぬのだ、かように思ひます。したがつて、そういう医学界の許される常識というもとにおいてやらなければ、そうでなければ、一方の命を尊重するため他の人命を傷つけていいという理由は毛頭ありません。どこまでも尊重してまいらなければならぬ。

○河野(正)委員 そこで、脳死でいいのか、心臓死でいいのか、いろいろ医学界で議論があるでしょう。そういう議論があるのに一方的にそういうことが許されますか、こう言つてゐるわけですね。大臣がおっしゃつておるのも、私の意見も、意見においては一致しておると思ひます。ところが結論においてちよつと違うのです。いま結局、脳死が死の判定の基準だという議論があることは、そのとおりです。しかしその反対の意見もあるわけです。そういう議論があるのに、一方でどんどん臓器移植をやっていいのかといふことを言つておるわけですね。ですから、大臣もおっしゃつておるようになれば、人命が尊重されるということなら、それならば、死の判定というものがはつきりしてそういうことになるだろうと私は思ひます。ですから、死の判定基準というものは、そこまで学説が完全に一致すればいいですよ。どつちが多いですか。どつちが少ないですか。どつちが少ないですか。そういうことじやないと思うのです。やはり学界の死の判定の基準はこうあるべきでしょ。どつちが多いです。どつちが少ないんですか。そういうことじやないと思うのです。どちらも大臣の話では、私が指摘するように、死の判定についてはもうすでに学界において一定した学説があるんだ、だからやつてもよいのだというような印象を受けるけれども、学界でいろいろ問題があることは承知しております。だから、それをまず取りまとめて、それに

立つて臓器移植をどうするかという議論に入つていかないと、議論の最中にそういうことをどんどんやることがいいか悪いかということについてやらなければ、それでなければ、一方の命を尊重するため他の命を傷つけていいという理由は、やはり人命尊重という立場から問題があろうは、やはり人命尊重という立場から問題があろうと、そういうことで私は新しい問題を提起しておるわけです。その点はおわかりだらうと思う。

○斎藤国務大臣 私も河野さんと同じ考え方で申しておるのであります。ただ、違うかどうかという点でありますけれども、まだ死の判定というものは学界で統一見解が出でていない。日本だけではなく世界各國で出でていない。それにもかかわらず、移植というものがときどき行なわれる。そこで、その判定が下されるまでは臓器移植はやめることはまいらぬ、こういふようにするかしないかという問題だと思ふ。それはいまにわかに判定を下すわけにはまいらぬ、こう思ひますということです。

○河野(正)委員 その点については大臣と私は見解を異にしますから、いずれあらためて議論したいと思います。

そこで、時間がございませんから最終的に申し上げますが、とうとい四名の命を失われた。そこで、これは遺族の方に対し最大の補償をするところなら、それならば、死の判定といふのがはつきりしてそういうことになるだろうと私は思ひます。ですから、死の判定基準といふものは、そこましいということになるだろうと私は思ひます。ですが、死の判定基準といふものは、そこましいということになるだろうと私は思ひます。林医師に配いたしますのは、台湾から留学された林医師については身分がさだかでないという問題がございまます。その際丁重にいろいろ補償問題が検討されることはいろいろ伝えられております。ただ心配いたしましては、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員を除く。及び求職者(同項に規定する船員となるとする者)を除く。以下同じ。」をいう。

(定義)

第一条 この法律で「労働者」とは、事業主に雇用される者(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員を除く。)及び求職者(同項に規定する船員となるとする者)を除く。以下同じ。」をいう。

(職業訓練及び技能検定の原則)

第二条 職業訓練は、労働者の職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行なわなければならない。

第三条 職業訓練は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連のもとに行なわなければならない。

第四条 職業訓練は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第二百十一号)による教育とは、重複しないように行なわなければならない。

第五条 青少年に対する職業訓練は、特に、その個性に応じ、かつ、その適性を生かすように配慮して行なわなければならない。

第六条 身体に障害がある者等に対する職業訓練は、特にこれらの者の身体的事情等に配慮して行なわなければならない。

第七条 職業訓練及び技能検定は、相互に密接な関連のもとに行なわなければならない。

(関係者の責務)

第八章 雜則(第九十八条～第一百二条)

第九章 罰則(第一百三十三条～第一百八条)

第一章 総則

第一条 この法律は、雇用対策法(昭和四十一年法律百三十二条)と相まって、技能労働者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるために職業訓練及び技能検定を行なうことにより、職業人として有為な労働者を養成し、もつて、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の發展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律で「労働者」とは、事業主に雇用される者(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員を除く。)及び求職者(同項に規定する船員となるとする者)を除く。以下同じ。」をいう。

第三章 職業訓練

第一条 総則(第一条～第四条)

第二章 職業訓練計画(第五条～第七条)

第三章 職業訓練

第一節 職業訓練の体系(第八条～第十三条)

第二節 公共職業訓練施設等(第十四条～第十九条)

第三節 職業訓練の認定等(第二十四条～第二十七条)

第四章 職業訓練団体

第一節 職業訓練法人(第三十一条～第四十条)

第二節 職業訓練指導員(第二十八条～第三十三条)

第三節 職業訓練の運営(第二十九条～第三十三条)

第五章 技能検定(第六十二条～第六十六条)

第六章 技能検定協会

第一節 中央技能検定協会(第六十七条～第八十一条)

第二節 都道府県技能検定協会(第八十二条～第八十六条)

第七章 職業訓練審議会(第九十五条～第九十九条)

七条

第四条 事業主は、その雇用する労働者に対し、必要な職業訓練を行なうように努めなければならぬ。

2 国、都道府県及び雇用促進事業団は、事業主の他の関係者に対して必要な援助を行なう等の職業訓練の振興を図るよう努めなければならない。

2 都道府県及び雇用促進事業団は、事業主の他の関係者に対して必要な援助を行なう等の職業訓練の振興を図るよう努めなければならない。

第二章 職業訓練計画

(職業訓練基本計画)

第五条 労働大臣は、職業訓練及び技能検定に関する基本となるべき計画(以下「職業訓練基本計画」という。)を策定するものとする。

2 職業訓練基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 技能労働力の需給の動向に関する事項

二 職業訓練及び技能検定の実施目標に関する事項

三 職業訓練及び技能検定について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 職業訓練基本計画は、経済の動向、労働市場の推移等についての長期見通しに基づき、かつ、技能労働力の産業別、職種別、企業規模別等の需給状況、労働者の労働条件及び労働能率の状態等を考慮して定められなければならない。

4 労働大臣は、必要がある場合には、職業訓練基本計画において、特定の職種等に係る職業訓練の振興を図るために必要な施策を定めることができる。

5 労働大臣は、職業訓練基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ、中央職業訓練審議会の意見をきくほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見をきくものとする。

6 労働大臣は、職業訓練基本計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、職業訓練基本計画の変更について準用する。

(都道府県職業訓練計画)

第六条 都道府県知事は、職業訓練基本計画に基

づき、当該都道府県の区域内において行なわれる職業訓練及び技能検定に関する基本となるべき計画(以下「都道府県職業訓練計画」という。)を策定するものとする。

2 都道府県知事は、都道府県職業訓練計画を定めるにあつては、あらかじめ、都道府県職業訓練審議会の意見をきくものとする。

3 前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、都道府県職業訓練計画の策定について、同条第六項及び前項の規定は、都道府県職業訓練計画の変更について準用する。この場合において、同条第四項及び第六項中「労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(勧告)

第七条 労働大臣又は都道府県知事は、職業訓練基本計画又は都道府県職業訓練計画を的確に実施するため必要があると認めるときは、中央職業訓練審議会又は都道府県職業訓練審議会の意見をきいて、関係事業主の団体に対して、職業訓練の実施について必要な勧告をすることができる。

3 第三章 職業訓練

(職業訓練の種類)

第一節 職業訓練の体系

第八条 第十四条に規定する公共職業訓練施設の行なう職業訓練及び第二十四条第一項の認定に係る職業訓練(以下「法定職業訓練」という。)

2 再訓練並びに指導員訓練とする。

3 養成訓練は、労働者に対し、職業に必要な基礎的な技能(これに関する知識を含む。以下同じ。)を習得させることによつて、技能労働者としての能力を養成することによる。

4 向上訓練は、養成訓練を受けた労働者その他養成訓練は、労働者に対し、職業に必要な基礎的な技能(これに関する知識を含む。以下同じ。)を習得させることによつて、技能労働者としての能力を向上させるために行なう訓練とする。

5 向上訓練は、養成訓練を受けた労働者その他養成訓練は、労働者に対し、技能の照査(以下「技能照査」という。)を行なわなければならない。

6 向上訓練は、養成訓練を受けた労働者その他養成訓練は、労働者に対し、技能の照査(以下「技能照査」という。)を行なわなければならない。

7 向上訓練は、養成訓練を受けた労働者その他養成訓練は、労働者に対し、技能の照査(以下「技能照査」という。)を行なわなければならない。

8 向上訓練は、養成訓練を受けた労働者その他養成訓練は、労働者に対し、技能の照査(以下「技能照査」という。)を行なわなければならない。

9 向上訓練は、養成訓練を受けた労働者その他養成訓練は、労働者に対し、技能の照査(以下「技能照査」という。)を行なわなければならない。

4 能力再開発訓練は、労働者に対し、從前の職業等を考慮して、新たな職業に必要な技能を習得させることによって、技能労働者としての新たな能力を開発するために行なう訓練とする。

5 再訓練は、前三項の職業訓練を受けた労働者その他これらの人と同程度の技能を有する労働者に対し、その職業に必要な技能を補充させるために行なう訓練とする。

6 指導員訓練は、法定職業訓練において訓練を担当する者(以下「職業訓練指導員」という。)にならうとする者又は職業訓練指導員に対し、必要な技能を付与することによって、職業訓練指導員を養成し、又はその能力の向上に資するため行なう訓練とする。

7 (訓練課程)

第九条 養成訓練は、専修訓練課程及び高等訓練課程に区分して行なうものとする。

2 前項に規定するもののほか、法定職業訓練を行なう場合における訓練課程については、労働省令で定める。

3 (職業訓練に関する基準)

第十一条 法定職業訓練を受けることができる者の資格及び法定職業訓練に係る教科、訓練期間、設備等の他の事項に関する基準については、訓練課程ごとに、労働省令で定める。

(教科書)

第十二条 養成訓練及び能力再開発訓練においては、労働大臣の認可を受けた教科書又は労働大臣の作成する教科書を使用するよう努めなければならない。

3 (技能照査)

第十三条 養成訓練及び能力再開発訓練においては、労働大臣の認可を受けた教科書又は労働大臣の作成する教科書を使用するよう努めなければならない。

4 (再訓練)

第十四条 専修職業訓練校は、次の業務を行なう。

5 公共職業訓練施設以外のものの行なう職業訓練について援助を行なうこと。

6 前各号に掲げる業務のほか、職業訓練に関連する業務を行なうこと。

7 専修職業訓練校は、都道府県が設置する。

8 専修職業訓練校の位置、名称その他専修職業訓練校の運営について必要な事項は、条例で定める。

9 (高等職業訓練校)

第十五条 高等職業訓練校は、次の業務を行なう。

10 第十六条 高等職業訓練校は、次の業務を行なう。

11 第十七条 第二十四条に規定する公共職業訓練施設の長及び第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を行なうものは、高等訓練課程の養成訓練を行なう者に対する者に対し、技能の照査(以下「技能照査」という。)を行なわなければならない。

12 第十八条 第二十四条に規定する公共職業訓練施設の長及び第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を行なうものは、高等訓練課程の養成訓練を行なう者に対する者に対し、技能の照査(以下「技能照査」という。)を行なわなければならない。

3 技能照査の基準その他の技能照査の実施に関する事項は、労働省令で定める。

2 (修了証書)

第十九条 次条に規定する公共職業訓練施設の長又は第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を行なうものは、法定職業訓練を修了した者に対する修了証書を交付しなければならない。

3 (公共職業訓練施設)

第二十条 国、都道府県、市町村及び雇用促進事業団(以下「国等」という。)が職業訓練を行なうために設置する施設(以下「公共職業訓練施設」という。)は、専修職業訓練校、高等職業訓練校、職業訓練大학교及び身体障害者職業訓練校とする。

4 (修了証書)

第二十一条 次条に規定する公共職業訓練施設の長又は第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を行なうものは、法定職業訓練を修了した者に対する修了証書を交付しなければならない。

5 (修了証書)

第二十二条 次条に規定する公共職業訓練施設の長又は第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を行なうものは、法定職業訓練を修了した者に対する修了証書を交付しなければならない。

6 (修了証書)

第二十三条 次条に規定する公共職業訓練施設の長又は第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を行なうものは、法定職業訓練を修了した者に対する修了証書を交付しなければならない。

7 (修了証書)

第二十四条 次条に規定する公共職業訓練施設の長又は第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を行なうものは、法定職業訓練を修了した者に対する修了証書を交付しなければならない。

8 (修了証書)

第二十五条 次条に規定する公共職業訓練施設の長又は第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を行なうものは、法定職業訓練を修了した者に対する修了証書を交付しなければならない。

9 (修了証書)

第二十六条 次条に規定する公共職業訓練施設の長又は第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を行なうものは、法定職業訓練を修了した者に対する修了証書を交付しなければならない。

10 (修了証書)

第二十七条 次条に規定する公共職業訓練施設の長又は第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を行なうものは、法定職業訓練を修了した者に対する修了証書を交付しなければならない。

11 (修了証書)

第二十八条 次条に規定する公共職業訓練施設の長又は第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を行なうものは、法定職業訓練を修了した者に対する修了証書を交付しなければならない。

12 (修了証書)

第二十九条 次条に規定する公共職業訓練施設の長又は第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を行なうものは、法定職業訓練を修了した者に対する修了証書を交付しなければならない。

13 (修了証書)

3 ことができる。

2 必要な事項は、労働省令で定める。

3 (修了証書)

五 公共職業訓練施設以外のものの行なう職業

訓練について援助を行なうこと。

六 前各号に掲げる業務のはか、職業訓練に関し必要な業務を行なうこと。

2 高等職業訓練校は、雇用促進事業団が設置する。

(職業訓練大学校) 第十七条 職業訓練大学校は、次の業務を行なう。

一 職業訓練に関する調査及び研究を行なうこと。

二 指導員訓練を行なうこと。

三 前二号に掲げる業務に附隨して、養成訓練及び能力再開発訓練を行なうこと。

四 向上訓練を行なうこと。

五 再訓練を行なうこと。

六 前各号に掲げる業務のはか、職業訓練に關し必要な業務を行なうこと。

2 職業訓練大学校は、雇用促進事業団が設置する。

(身体障害者職業訓練校)

第十八条 国は、身体に障害がある者等で、専修職業訓練校、高等職業訓練校又は職業訓練大学校において法定職業訓練を受けることが困難であるものに対して、その能力に適応した法定職業訓練を行なうため、身体障害者職業訓練校を設置することができる。

2 国は、前項の規定により設置した身体障害者

職業訓練校の運営を都道府県に委託することができる。
(公共職業訓練施設の設置の認可等)

第十九条 第十五条、第十六条及び前条に定めるもののほか、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けて、都道府県は高等職業訓練校又は身体障害者職業訓練校を、市町村は専修職業訓練校又は高等職業訓練校を設置することができる。

2 第十五条第三項の規定は、前項の規定により都道府県又は市町村が公共職業訓練施設を設置することができる。

する場合について準用する。

3 都道府県、市町村及び雇用促進事業団は、公共職業訓練施設のほか、労働省令で定めるところにより、職業訓練に関し必要な施設を設置することができる。

(公共職業訓練施設の運営等)

第二十条 公共職業訓練施設の長は、職業訓練に關し高い意見を有する者でなければならぬ。

第二十一条 公共職業訓練施設は、関係地域における職業訓練の振興に資するように運営されなければならない。

2 国等は、法定職業訓練のうち、その設置した公共職業訓練施設において行なうことが困難又は不適当であるものの実施を、当該公共職業訓練施設以外の公共職業訓練施設、第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を行なうもの又は当該法定職業訓練を的確に実施することができる能力を有すると労働大臣が認めるものに、委託することができる。

3 都道府県知事は、前項の認定をしようとする場合において、当該職業訓練を受ける労働者が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十条の規定に基づく命令の適用を受けるべきものであるときは、労働省令で定める場合を除き、都道府県労働基準局長の意見をきくものとする。

2 都道府県知事は、前項の認定をしようとする場合において、当該職業訓練を受ける労働者が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十条の規定に基づく命令の適用を受けるべきものであるときは、労働省令で定める場合を除き、都道府県労働基準局長の意見をきくものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練(以上「認定職業訓練」という。)が第十条の規定による労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行なわなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなかつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4 第二十二条 公共職業訓練施設でないものは、その名称中に専修職業訓練校、高等職業訓練校、職業訓練大学校又は身体障害者職業訓練校といふ文字を用いてはならない。

(職業訓練を受ける求職者に対する措置)

第二十三条 専修職業訓練校における養成訓練及び能力再開発訓練並びに身体障害者職業訓練校における法定職業訓練で、求職者に對して行なうものは、無料とするものとする。

2 国及び都道府県は、前項に規定する職業訓練を受ける求職者に対しても、雇用対策法の規定に基づき、手当を支給することができる。

3 第三節 職業訓練の認定等

(職業訓練の認定)

第二十四条 都道府県知事は、事業主、事業主の団体若しくはその連合団体若しくは第四章の規定により設立された職業訓練法人、職業訓練法

人連合会若しくは職業訓練法人中央会又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人、法人である労働組合その他の營利を目的としない法人で、職業訓練を行ない、若しくは行なおうとするもの(以下「事業主等」という。)の中請に基づき、当該事業主等の行なう職業訓練について、第十条の規定による労働省令で定める基準に適合するものであるとの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の認定をしようとする場合において、当該職業訓練を受ける労働者が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十条の規定に基づく命令の適用を受けるべきものであるときは、労働省令で定める場合を除き、都道府県労働基準局長の意見をきくものとする。

3 第二十七条 認定職業訓練を行なう事業主等は、その事業に支障のない範囲内で、認定職業訓練のための施設を他の事業主等の行なう職業訓練のために使用させ、又は委託を受けて他の事業主等に係る労働者に對して職業訓練を行なうよう努めるものとする。

4 第四節 職業訓練指導員

(職業訓練指導員免許)

第二十八条 養成訓練及び能力再開発訓練における職業訓練指導員は、労働省令で定めた者でなければならない。

2 前項の免許(以下「職業訓練指導員免許」という。)は、労働省令で定める職種ごとに行なう。

3 職業訓練指導員免許は、申請に基づき、次の各号のいずれかに該当する者に對して、免許証を交付して行なう。

4 第二十五条 認定職業訓練を行なう事業主等は、第二十二条の規定にかかるらず、労働省令で定めるところにより、その設置する職業訓練施設の名称中に専修職業訓練校又は高等職業訓練校といふ文字を用いることができる。

5 第二十六条 都道府県及び雇用促進事業団は、認定職業訓練について、次の援助を行なうよう努めなければならない。

2 第二十七条 第三十一条第一項の職業訓練指導員試験に合格した者

3 職業訓練指導員の業務に關して前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる

4 前項第三号に掲げる者の範囲は、労働省令で定める。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、第三項の規定にかかるらず、職業訓練指導員免許を受けることができない。

供すること。

三 認定職業訓練の計画及び運営に関する助言及び指導その他認定職業訓練に係る技術的な援助を行なうこと。

四 委託を受けて認定職業訓練の一部を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共職業訓練施設を使用させる等の便益を提供すること。

一 禁治産者又は準禁治産者	6 第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができる。
二 禁錮以上の刑に処せられた者	二 職業訓練のための施設を設置する場合には、その位置及び名称
三 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者	三 認定職業訓練のための施設を設置する場合には、その位置及び名称
(職業訓練指導員免許の取消し)	四 主たる事務所の所在地
第二十九条 労働大臣は、職業訓練指導員免許を受けた者が前条第五項第一号又は第二号に該当するに至つたときは、当該職業訓練指導員免許を取り消さなければならない。	五 社団である職業訓練法人にあつては、社員の資格に関する事項
2 労働大臣は、職業訓練指導員免許を受けた者に職業訓練指導員としてふさわしくない非行があつたときは、当該職業訓練指導員免許を取り消すことができる。	六 社団である職業訓練法人にあつては、会議に関する事項
3 労働大臣は、前項の規定により職業訓練指導員免許を取り消そうとするときは、当該处分に係る者に対して、あらかじめ期日及び場所を指定して聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、当該处分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。	七 役員に関する事項
(職業訓練指導員試験)	八 会計に関する事項
第三十条 職業訓練指導員試験は、労働大臣が行なう。	九 解散に関する事項
2 前項の職業訓練指導員試験（以下「職業訓練指導員試験」という。）は、実技試験及び学科試験によつて行なう。	十 定款又は寄附行為の変更に関する事項
3 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。	十一 公告の方法
一 第六十二条第一項の技能検定に合格した者	十二 職業訓練法人の設立当時の役員は、定款又は寄附行為で定めなければならない。
二 労働省令で定める実務の経験を有する者	十三 職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会並びに第四十四条第二項ただし書に規定する団体については、この限りでない。
三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者	（業務）
4 前項第三号に掲げる者の範囲は、労働省令で定める。	第十三条 職業訓練法人は、認定職業訓練を行なうほか、次の業務の全部又は一部を行なうこと
5 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、一定の資格を有する者に対して、第二項の実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除することができる。	二 職業訓練に関する情報及び資料の提供を行うこと。
(登記)	三 前二号に掲げるものほか、職業訓練に関する調査及び研究を行なうこと。
第三十四条 職業訓練法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。	四 職業訓練に関する調査及び研究を行なうこと。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三	五 必要な業務を行なうこと。
2 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。	(設立の認可)
一 第六十二条第一項の技能検定に合格した者	第六条 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつた場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。
二 労働省令で定める実務の経験を有する者	一 当該申請に係る社団又は財團の定款又は寄附行為の内容が法令に違反するとき。
三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者	二 当該申請に係る社団又は財團がその業務を行なうために必要な経営的基盤を欠く等当該
4 前項第三号に掲げる者の範囲は、労働省令で定める。	三 成立の時期等
5 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、一定の資格を有する者に対して、第二項の実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除することができる。	四 在地において設立の登記をすることによつて成立する。
(設立等)	第五条 職業訓練法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
第三十五条 職業訓練法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、設立することができない。	第六条 職業訓練法人は、設立の登記をすることが認められない。
2 職業訓練法人は、社団であるものにあつては定款で、財團であるものにあつては寄附行為で、次の事項を定めなければならない。	(監事の兼職の禁止)
3 第二項の規定により登記しなければならない	第三十七条 職業訓練法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
2 職業訓練法人は、都道府県知事に届け出なければならない。	第四十一条 解散した職業訓練法人の残余財産は、定款又は寄附行為で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。この場合において、社団である職業訓練法人に係る出資者に帰属すべき残余財産の額は、当該出資者の出資額を限度とする。
3 職業訓練法人は、監事は、職業訓練法人の理事又は職員を兼	二 社団である職業訓練法人の残余財産のうち、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を得、かつ、都道府県知事の認可を受けて定めた者に帰属させる。
第一項の規定により処分されないものは、清算	三 財團である職業訓練法人の残余財産のうち、

人が都道府県知事の認可を受けて、他の職業訓練の事業を行なう者に帰属させる。
4 前二項の規定により処分されない残余財産は、都道府県に帰属する。

(設立の認可の取消し)

第四十二条 都道府県知事は、職業訓練法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その設立の認可を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに一年以上認定職業訓練を行なわないとき。

二 その運営が法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不當であると認められる場合においてその改善を期待することができないとき。

(準用)

第四十三条 民法第四十条から第四十二条まで、第四十四条及び第五十条から第六十七条までの規定は職業訓練法人の設立、管理及び運営について、同法第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に係る部分に限る)、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く)及び第八十三条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(解散に係る部分を除く)、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条並びに第三百三十八条の規定は職業訓練法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第四十条及び第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」と、同法第四十二条第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは「職業訓練法人成立ノ時」と、同法第五十九条第三号、第六十七条、第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、非訟事件手続法第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項中「官庁」とあるのは「都道府県知事」と読み

替えるものとする。

第二節 職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会

第四十四条 職業訓練法人連合会(以下「連合会」という。)及び職業訓練法人中央会(以下「中央会」という。)は、法人とする。

2 連合会又は中央会でないものは、その名称中に職業訓練法人連合会又は職業訓練法人中央会という文字を用いてはならない。ただし、連合会又は中央会が組織する団体については、この限りでない。

(地区等)

第四十五条 連合会の地区は、都道府県の区域による。

2 中央会は、労働大臣の定める産業ごとに、全国を通じて一個とする。

(業務)

第四十六条 連合会及び中央会は、次の業務を行なうものとする。

一 会員の行なう認定職業訓練に関する業務についての指導及び連絡を行なうこと。

二 職業訓練に関する情報及び資料の提供並びに広報を行なうこと。

三 職業訓練に関する調査及び研究を行なうこと。

四 前三号に掲げるもののほか、職業訓練に必要な業務を行なうこと。

(会員の資格)

第四十七条 連合会の会員の資格を有するものは、次のもので、定款で定めるものとする。

一 連合会の地区内に事務所を有する事業主義者は事業主の団体で、認定職業訓練を行なうも

の

二 連合会の地区内に事務所を有する事業主義者は事業主の団体で、認定職業訓練を行なうもの

三 前二号に掲げるもののほか、職業訓練の推進のための活動を行なうもの

(定款)

第五十条 発起人は、定款を作成し、これを會議の日時及び場所とともに會議の開催日の少なくとも一週間前までに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会の議事は、会員の資格を有するもので、その創立総会の開催日までに発起人に対しても会員となる旨を申し出たものの三分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(設立の認可)

第五十一条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び労働省令で定める事項を記載した書面を、連合会にあつては都道府県知事に、中央会にあつては労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(定款)

第五十二条 連合会又は中央会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

2 会長は、通常総会の開催日の一週間に前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これを主たる事務所に備えて置かなければならない。

会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求める

2 中央会の会員の資格を有するものは、連合会有するものが連合会又は中央会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。

(発起人)

第四十九条 連合会又は中央会を設立するには、連合会にあつてはその会員にならうとする三以上の職業訓練法人が、中央会にあつてはその会員にならうとする三以上の連合会が、それぞれ発起人となることを要する。

(創立総会)

第五十条 発起人は、定款を作成し、これを會議の日時及び場所とともに會議の開催日の少なくとも一週間前までに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会の議事は、会員の資格を有するもので、その創立総会の開催日までに発起人に対しても会員となる旨を申し出たものの三分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(役員)

第五十三条 連合会又は中央会に、役員として、会長、理事及び監事を置く。

2 会長は、連合会又は中央会を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を代理する。

4 監事は、連合会又は中央会の業務及び経理の状況を監査する。

5 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

6 監事は、連合会又は中央会の会長、理事又は職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第五十四条 連合会又は中央会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が連合会又は中央会を代表する。

(決算関係書類の提出及び備付け等)

第五十五条 会長は、通常総会の開催日の一週間に前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これを主たる事務所に備えて置かなければならない。

会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求める

(総会) 第五十六条 会長は、定款で定めるところにより、毎年一回、通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 次の事項は、総会の議決を経なければならぬ。い。

一 定款の変更

二 事業計画又は収支予算の決定又は変更

三 解散

四 会員の除名

五 前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

4 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上が多数で決する。

(解散)

第五十七条 連合会又は中央会は、次の理由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産

三 設立の認可の取消し

2 前項第一号に掲げる理由により解散したときは、清算人は、連合会又は都道府県知事に、中央会にあつては労働大臣に、その旨を届け出なければならない。

(清算人) 第五十八条 連合会又は中央会が解散したときは、前条第一項に掲げる理由による解散の場合を除き、会長が清算人となる。ただし、総会においてその他の者を選任したときは、この限りでない。

(決算関係書類の提出)

第五十九条 連合会又は中央会は、毎年、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸

債対照表、収支決算書及び財産目録を、連合会にあつては都道府県知事に、中央会にあつては労働大臣にそれぞれ提出しなければならない。

第六十条 都道府県知事又は労働大臣は、それぞれ連合会又は中央会の運営が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認められる場合においてその改善を期待することができないときは、その設立の認可を取り消すことができる。

(設立の認可の取消し)

第六十一条 第三十四条の規定は連合会又は中央会の登記について、第三十七条並びに民法第四十四条、第五十条、第五十六条、第六十一条第

二項、第六十二条、第六十四条から第六十六条まで及び第六十七条第二項の規定は連合会又は中央会の設立、管理及び運営について、第四十一条第一項前段、第二項及び第四項並びに同法第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二

条(解散に係る部分を除く。)及び第八十三条並

びに非訟事件手続法第三十五条第二項(解散に係る部分を除く。)、第三十六条、第三十七条ノ二、百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、

第二百三十六条、第二百三十七条规定は連合会又は中央会の解散及び清算について準用する。この場合において、連合会に

あつては、民法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道

府県知事ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職業訓

業訓練法(昭和四十四年法律第

二十八号)と、非訟事件手続法第二百三十五条ノ二十五第二項及び第三項中「官庁」とあるのは「都道府県知事」と、中央会にあつては、第三十

七条第二項及び第四十一条第二項中「都道府県

知事」とあるのは「労働大臣」と、第四十一条第四項中「都道府県」とあるのは「国」と、民法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「労働大臣ハ利害

関係人ノ請求ニ因リ又ハ職業ヲ以テ」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「職業訓練法(昭和四十四年法律第

二十八号)第五十八条」を

読み替えるものとする。

(技能検定)

第六十二条 技能検定は、労働大臣が、政令で定める職種ごとに、労働省令で定める等級に区分して行なう。

2 前項の技能検定(以下この章において「技能検定」という。)は、実技試験及び学科試験によつて行なう。

3 前項の実技試験及び学科試験(以下「技能検定試験」という。)の基準その他技能検定の実施に関し必要な事項は、労働省令で定める。

4 第三十条第五項の規定は、技能検定試験について準用する。

(受検資格)

第六十三条 技能検定を受けることができる者は、次の者とする。

1 法定職業訓練を修了した者で、労働省令で

定める実務の経験を有するもの

2 前号に掲げる者に準ずる者で、労働省令で定めるもの

(技能検定の実施)

第六十四条 労働大臣は、毎年、技能検定の実施計画を定め、これを関係者に周知させなければならぬ。

2 労働大臣は、技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務で、政令で定めるものを都道

府県知事に行なわせるものとする。

(人格等)

第六十五条 中央技能検定協会(以下「中央協会」という。)は、法人とする。

2 中央協会でないものは、その名称中に中央技能検定協会という文字を用いてはならない。

(業務)

第六十六条 中央協会は、第六十四条第三項の規定による技能検定試験に関する業務を行なうこ

と。

(数)

第六十七条 中央協会は、全国を通じて一個とす

(定定による技能検定試験)

第六十八条 中央協会は、全国を通じて一個とす

(定定による技能検定試験)

1 技能検定に関する調査及び研究を行なうこと。

2 技能検定に関する広報を行なうこと。

3 技能検定に関する国際協力を行なうこと。

4 前三号に掲げるもののほか、技能検定に関し必要な業務を行なうこと。

4 都道府県知事は、技能検定試験の実施その他の技能検定試験に関する業務の一部を都道府県技

能検定協会に行なわせることができる。

5 労働大臣は、特に必要があると認めるとき

は、労働省令で定めるところにより、事業主又は事業主の団体であらかじめ指定するものに技能検定試験に関する業務の一部を委託するこ

とができる。

(会員の資格)	第七十条 中央協会の会員の資格を有するものは、次のものとする。
一 都道府県技能検定協会	全国的な事業主の団体で、技能検定の推進のための活動を行なうもの。
二 前二号に掲げるもののほか、定款で定めるもの	（加入）
三 前二号に掲げるもののほか、定款で定めるもの	第七十一条 都道府県技能検定協会は、すべて中央協会の会員となる。

（会員）	第七十二条 中央協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。
（発起人）	第七十三条 中央協会を設立するには、五以上の都道府県技能検定協会が発起人となることを要する。
（設立の認可）	第七十四条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び労働省令で定める事項を記載した書面を労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。
（定款）	第七十五条 中央協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。
一 目的	（名称）
二 名称	三 主たる事務所の所在地
三 会員の資格に関する事項	四 会議に関する事項
五 役員に関する事項	六 会計に関する事項

（会費に関する事項）	八 会費に関する事項
九 事業年度	九 事業年度
十 解散に関する事項	十一 定款の変更に関する事項
十二 公告の方法	十二 定款の変更は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
（役員）	（役員）
第十七条 中央協会に、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事一人以内を置く。	第十七条 中央協会に、役員として、前項の理事及び監事のほか、定款で定めるところにより、非常勤の理事及び監事を置くことができる。
（役員の任免及び任期）	第十七条 役員は、定款で定めるところにより、任期は、二年以内において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。
（解散）	第十八条 中央協会は、次の場合によつて解散する。
一 総会の議決	二 前項の規定による役員の選任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
二 破産	三 役員の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員の任期は、二年以内において創立総会で定める期間とする。

（報告等）	第八十二条 労働大臣は、必要があると認めるときは、中央協会に対してその業務に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、中央協会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他物件を検査せざることができる。
（解散）	第八十三条 劳働大臣は、立入検査をする職員は、そなへばならない。
一 総会の議決	二 前項の規定により立入検査をする職員は、そなへばならない。
二 破産	三 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（勧告等）	（勧告等）
（清算人）	第八十三条 労働大臣は、中央協会の運営が法令若しくは定款に違反し、又は不当であると認めることは、中央協会に対して、これを是正すべきことを勧告し、及びその勧告によつてもなお改善されない場合には、次の各号のいずれかに掲げる処分をすることができる。
二 清算人	一 業務の全部又は一部の停止を命ずること。
（財産の処分等）	二 設立の認可を取り消すこと。
（連絡）	（人格等）
第一節 都道府県技能検定協会	第二節 都道府県技能検定協会
（人格等）	（人格等）
第八十七条 都道府県技能検定協会（以下「都道府県協会」という。）は、法人とする。	第八十七条 都道府県技能検定協会（以下「都道府県名を冠した技能検定協会」という文字を用いてはならない。

(数等) 第八十八条 都道府県協会は、都道府県ごとに一個とし、その地域は、都道府県の区域による。

(義務) 第八十九条 都道府県協会は、第六十四条第四項の規定による技能検定試験に関する業務を行なうほか、次の業務を行なうものとする。

一 技能検定に関する広報を行なうこと。

二 前号に掲げるもののほか、技能検定に関し必要な業務を行なうこと。

(会員の資格)

第九十条 都道府県協会の会員の資格を有するものは、認定職業訓練を行なう事業主等その他定款で定めるものとする。

第九十一条 都道府県協会を設立するには、その会員にならうとする五以上のものが発起人となることを要する。

(役員)

第九十二条 都道府県協会に、役員として、会長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

2 都道府県協会に、役員として、前項の理事及び監事のほか、定款で定めるところにより、非常勤の理事及び監事を置くことができる。

(都道府県等の援助)

第九十三条 都道府県及び雇用促進事業団は、公共職業訓練施設その他の適当な施設を都道府県協会に使用させる等の便益を提供するよう努めなければならない。

(運用)

第九十四条 第三十四条の規定は都道府県協会の登記について、第八十五条の規定は都道府県協会の秘密保持義務について、第三十七条、第四十八条、第五十条、第五十三条第二項から第四項まで及び第六項、第五十四条から第五十六条まで、第七十二条、第七十四条、第七十五条规定、第七十七条並びに第八十一条から第八十三条まで並びに民法第四十四条、第五十条、第五十六条第六十二条第二項、第六十二条及

び第六十四条から第六十六条までの規定は都道府県協会の設立、管理及び運営について、第七十八条から第八十条まで並びに同法第七十条、八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く)及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項(解散に係る部分を除く)、第三十六条、第三十七条ノ二、第一百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第一百三十一条、第三百三十七条並びに第百三十八条の規定を除く)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十条第一項、第八十一

条第二項、第七十七条第二項、第七十八条第二項、第七十九条、第八十条第一項、第八十一

条、第八十二条第一項並びに第八十三条中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第八十条第三項中「国」とあるのは「都道府県」と、

民法第五十六条中「裁判所」へ利害関係人又へ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「職業訓練法(昭和四十四年法律第十九号)第九十四条ニ於テ準用スル同法第七十九条」と、同法第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、非訟事件手続法第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項中「官庁」とあるのは「都道府県

府県知事」と、非訟事件手続法第百三十五条ノ二十六第二項及び第三項中「官庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第七章 職業訓練審議会

(中央職業訓練審議会)

第九十五条 労働省に、中央職業訓練審議会を置く。

2 中央職業訓練審議会は、労働大臣の諮問に応じて、職業訓練基本計画その他職業訓練及び技能検定に関する重要な事項を調査審議し、並びにこれらに關し必要と認める事項を関係行政機関に建議する。

3 委員は、関係労働者を代表する者、関係事業

主を代表する者及び学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

5 委員のうち、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、それぞれ同数とする。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の後任者が任命されるまでその職務を行なうものとする。

7 委員の任期が満了したときは、当該委員は、中央職業訓練審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

8 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命する。

9 特別委員は、議決に加わることができない。委員及び特別委員は、非常勤とする。

10 中央職業訓練審議会に、職業訓練及び技能検定に関する専門的な事項を調査させるため、部会を開くことができる。

11 (労働省令への委任)

12 第九十六条 前条に定めるもののか、中央職業訓練審議会に關する必要な事項は、労働省令で定める。

13 (都道府県職業訓練審議会)

第九十七条 都道府県に、都道府県職業訓練審議会を置く。

2 都道府県職業訓練審議会は、都道府県知事の諮問に応じて、都道府県職業訓練計画その他職業訓練及び技能検定に関する重要な事項を調査審議し、並びにこれらに關し必要と認める事項を関係行政機関に建議する。

3 都道府県職業訓練審議会に關し必要な事項は、条例で定める。

4 第八章 雜則

(労働大臣の助言等)

第九十八条 労働大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、公共職業訓練施設の設置及び運営、事業主等の行なう職業訓練に關する援助その他

職業訓練に關する事項について助言及び勧告をすることができる。

2 労働大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、雇用促進事業團に對して、公共職業訓練施設の運営その他職業訓練に関する事項について、報告を求め及び必要な命令をすることができる。

都道府県が設置する専修職業訓練校及び身体障害者職業訓練校に要する経費の一部を負担する。

(職業訓練施設の経費の負担)

第九十九条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が設置する専修職業訓練校及び身体障害者職業訓練校に要する経費の一部を負担する。

(手数料)

第一百条 職業訓練指導員免許を受けようとする者は、職業訓練指導員試験を受けようと/orする者、第六十二条第一項の技能検定を受けようと/orする者又は第二十八条第三項の免許證若しくは第六十五条の合格証書の再交付を受けようと/orする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(権限の委任)

第一百一条 第六十四条第二項に定めるもののほか、この法律に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に付与する。

2 第一百二条 労働大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、認定職業訓練を実施する事業主等に対して、その行なう認定職業訓練に関する事項について報告を求めることができる。

3 第九章 討則

第一百三条 第八十五条(第九十四条において準用する場合を含む)の規定に違反した者は、六ヶ月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

4 第一百四条 第八十二条第一項(第九十四条において準用する場合を含む)の規定により報告を命ぜられて、報告をせじの規定により報告を命ぜられて、報告をせし、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定

による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二百五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第二百六条 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした中央協会又は都道府県協会の発起人、役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

第二百六十九条又は第二百九十条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

第二百七十一条第二項の規定又は第二百四条において準用する第二百八十八条の規定に違反したとき。

第二百六十九条又は第二百九十条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

第二百七十二条第二項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定による労働大臣を处分したとき。

第二百八十七条第一項（第二百四条において準用する場合を含む。）の規定又は第二百四条において準用する場合を含む。の認可を受けないで財産を処分したとき。

第二百八十八条第一項（第二百四条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百八十九条第一項（第二百四条において準用する場合を含む。）の規定による労働大臣を処分したとき。

第二百九十条第一項（第二百四条において準用する場合を含む。）の規定による労働大臣を処分したとき。

第二百九十五条第一項（第二百四条において準用する場合を含む。）の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

第二百九十六条又は第二百九十七条において準用する第二百八十六条の規定に違反したとき。

第二百九十七条第一項の規定に違反して、同項に規定する書類を備えて置かないとき。

第二百九十六条又は第二百九十七条において準用する民法第七十条第一項又は第二百九十七条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

第二百九十六条又は第二百九十七条において準用する民法第七十九条第一項又は第二百九十七条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

第二百九十六条又は第二百九十七条において準用する民法第八十条第二項の規定による裁決所の裁定を拒否したとき。

第二百九十六条又は第二百九十七条において準用する民法第八十二条第二項の規定による裁判所の裁定を拒否したとき。

第二百九十六条又は第二百九十七条において準用する民法第八十三条第二項の規定による裁判所の裁定を拒否したとき。

第二百九十六条又は第二百九十七条において準用する民法第八十四条第二項の規定による裁判所の裁定を拒否したとき。

の検査を妨げたとき。

十一 事業報告書、貸借対照表、取支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第二百七条 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした職業訓練法人、連合会又は中央会の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

第二百七十三条又は第二百六十六条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

第二百七十四条第一項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百七十五条第一項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百七十六条第一項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百七十七条第一項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百七十八条第一項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百七十九条第一項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百八十条第一項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百八十二条第一項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百八十三条第一項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百八十四条第一項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百八十五条第一項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百八十六条第一項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百八十七条第一項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百八十八条第一項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百八十九条第一項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百九十条第一項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十四条第二項、第六十六条第二項、第六十七条第二項又は第八十七条第二項の規定に違反した場合に、その法律（以上「新法」という。）は、昭和四十四年十月一日から施行する。ただし、第六章の規定、第二百三条から第二百六条までの規定及び第二百八条の規定（第六十七条第二項及び第八十七条第二項に係る部分に限る。）並びに附則第八条第一項の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律（以上「新法」という。）は、昭和四十四年十月一日から施行する。ただし、第六章の規定、第二百三条から第二百六条までの規定及び第二百八条の規定（第六十七条第二項及び第八十七条第二項に係る部分に限る。）並びに附則第八条第一項の規定は、公布の日から施行する。

第二条 職業訓練法（昭和三十三年法律第二百三十三条）は、廃止する。

第三条 新法第二十二条第一項の技能検定は、昭和四十年四月一日以後に高等訓練課程の養成訓練を修了する者について適用する。

（公共職業訓練施設に関する経過措置）

第四条 新法第十二条第一項の規定は、昭和四十五年四月一日以後に高等訓練課程の養成訓練を置かないとき。

第五条 新法第十二条第一項の規定による廃止前の職業訓練（以下「旧法」という。）第五条から第八条までの規定による一般職業訓練所、総合職業訓練所、職業訓練学校、職業訓練大学校又は身体障害者職業訓練所は、それぞれ新法第十五条から第十八条までの規定による専修職業訓練校、高等職業訓練校、職業訓練大学校又は身体障害者職業訓練校となるものとする。

第六条 新法の公布の際現にその名称中に専修職業訓練校、高等職業訓練校、職業訓練大学校、身体障害者職業訓練校、職業訓練法人、職業訓練法人大連合会若しくは職業訓練法人中央会という文字を用いているもの又は技能士という名称を用いている者については、新法第六十七条第二項又は第八十七条第二項の規定は、新法の公布後六月間は、適用しない。

第七条 新法の施行の際現にその名称中に専修職業訓練校、高等職業訓練校、職業訓練大学校、身体障害者職業訓練校、職業訓練法人、職業訓練法人大連合会若しくは職業訓練法人中央会という文字を用いているもの又は技能士という名称を用いている者については、新法第二十二条、第三十二条第二項、第四十四条第二項又は第六十六条第二項の規定は、新法の施行後六月間は、適用しない。

（職業訓練審議会に関する経過措置）

第八条 新法の施行の際現にその名称中に専修職業訓練校、高等職業訓練校、職業訓練大学校、身体障害者職業訓練校、職業訓練法人、職業訓練法人大連合会若しくは職業訓練法人中央会という文字を用いているもの又は技能士という名称を用いている者については、新法第二十二条、第三十二条第二項、第四十四条第二項又は第六十六条第二項の規定は、新法の施行後六月間は、適用しない。

第九条 旧法第三十条又は第三十二条の規定による中央職業訓練審議会又は都道府県職業訓練審議会は、それぞれ新法第九十五条又は第九十七条の規定による中央職業訓練審議会又は都道府

十二条第一項の認可（市町村に係る認可を除く。）又は旧法第十五条第一項若しくは第十六条第一項の認定は、高等訓練課程の養成訓練に係る新法第二十四条第一項の認定とみなす。

第十条 旧法第二十二条第一項の免許を受けた者は、新法第二十八条第一項の免許を受けた者とみなす。

第十一条 旧法第二十九条第一項の免許を受けた者は、新法第二十九条第一項の免許を受けた者とみなす。

第十二条 旧法第二十九条第一項の免許を受けた者は、新法第二十九条第一項の免許を受けた者とみなす。

第十三条 旧法第二十九条第一項の免許を受けた者は、新法第二十九条第一項の免許を受けた者とみなす。

第十四条 旧法第二十九条第一項の免許を受けた者は、新法第二十九条第一項の免許を受けた者とみなす。

第十五条 旧法第二十九条第一項の免許を受けた者は、新法第二十九条第一項の免許を受けた者とみなす。

第十六条 旧法第二十九条第一項の免許を受けた者は、新法第二十九条第一項の免許を受けた者とみなす。

第十七条 旧法第二十九条第一項の免許を受けた者は、新法第二十九条第一項の免許を受けた者とみなす。

第十八条 旧法第二十九条第一項の免許を受けた者は、新法第二十九条第一項の免許を受けた者とみなす。

第十九条 旧法第二十九条第一項の免許を受けた者は、新法第二十九条第一項の免許を受けた者とみなす。

第二十条 旧法第二十九条第一項の免許を受けた者は、新法第二十九条第一項の免許を受けた者とみなす。

第二十一条 旧法第二十九条第一項の免許を受けた者は、新法第二十九条第一項の免許を受けた者とみなす。

第二十二条 旧法第二十九条第一項の免許を受けた者は、新法第二十九条第一項の免許を受けた者とみなす。

第二十三条 旧法第二十九条第一項の免許を受けた者は、新法第二十九条第一項の免許を受けた者とみなす。

第二十四条 旧法第二十九条第一項の免許を受けた者は、新法第二十九条第一項の免許を受けた者とみなす。

第二十五条 旧法第二十九条第一項の免許を受けた者は、新法第二十九条第一項の免許を受けた者とみなす。

第二十六条 旧法第二十九条第一項の免許を受けた者は、新法第二十九条第一項の免許を受けた者とみなす。

第二十七条 旧法第二十九条第一項の免許を受けた者は、新法第二十九条第一項の免許を受けた者とみなす。

第二十八条 旧法第二十九条第一項の免許を受けた者は、新法第二十九条第一項の免許を受けた者とみなす。

県職業訓練審議会となるものとする。

(労働基準法の一部改正)

第十一条 労働基準法の一部を次のように改正す
る。

第七十条中「(昭和三十三年法律第百三十三
号)第十五条第一項又は第十六条第一項」を
「(昭和四十四年法律第
号)第二十四条第一項
号)第二十四条第一項」に改める。

第八十九条第一項中第九号を第十号とし、第六
号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六
号の次に次の一号を加える。

七八十九条第一項中第九号を第十号とし、第六
号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六
号の次に次の一号を加える。これに関する事項

(職業安定法の一項改正)

第十一条 職業安定法(昭和二十二年法律第百四
十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三中「公共職業訓練」を「公共職
業訓練施設の行なう職業訓練」に改める。

第十五条の三第二項第六号中「公共職業訓
練を行う施設」を「公共職業訓練施設」に改め
る。

第十二条 職業安定法(昭和二十二年法律第百四
外の訓練」を「訓練(前号に掲げるものを除
く。)に改める。

(失業保険法の一部改正)

(地方財政法の一部改正)

第十二条 失業保険法(昭和二十二年法律第百四
十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項第三号中「(昭和三十三年法
律第百三十三号)第二条第三項の公共職業訓
練」を「(昭和四十四年法律第
号)第十四
号)第十四
号)の一部を次のように改訂する。

第十三条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九
号)の一部を次のように改订する。

第十一条第九号を次のように改める。

九 専修職業訓練校及び身体障害者職業訓練
校に要する経費

(労働省設置法の一部改正)

第十四条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百
六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十四号を次のように改める。

四十四 職業訓練法(昭和四十四年法律
号)に基づいて、職業訓練基本計
画及び職業訓練に関する基準を定めるこ
と。

第四条第四十五号中「市町村等」を「都道府
県又は市町村」に改め、同条中第四十九号を第
五十号とし、第四十八号を第四十九号とし、第
四十七号の次に次の一号を加える。

四十八 職業訓練法に基づいて、職業訓練法
人中央会及び中央技能検定協会に対し、認
可その他監督を行なうこと。

第十条の二第一号中「職業訓練計画」を「職
業訓練基本計画」に改め、同条第二号中「公共
職業訓練及び事業内職業訓練」を「公共職業訓
練施設、事業主その他ものの行なう職業訓
練」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四
号の次に次の一号を加える。

五 職業訓練法人中央会及び中央技能検定協
会の監督に関すること。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第十五条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律
第二百八十三号)の一部を次のように改訂す
る。

第十八条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法
律第二百十九号)の一部を次のように改訂す
る。

第三条第一項第一号トを次のように改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十八条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法
律第二百十九号)の一部を次のように改訂す
る。

第十二条 第一項第一号トを次のように改めて
る。

第十八条第一項第一号中「公共職業訓練」を
「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に改
める。

(地方税法の一部改正)

(地方税法の一部改正)

第十八条第一項第一号中「公共職業訓練」を
「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に改
める。

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一
十六号)の一部を次のように改訂する。

(最低賃金法の一部改正)

(最低賃金法の一部改正)

第十九条 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三
十七号)の一部を次のように改訂する。

第十八条第三号を次のように改めて
る。

(最低賃金法の一部改正)

(最低賃金法の一部改正)

第十九条 第一項第一号中「並びに学校
法人」を「学校法人」に改め、「貿易研修セ
ンター」の下に「、職業訓練法人、職業訓練法
人連合会及び職業訓練法人中央会並びに中央技
能検定協会及び都道府県技能検定協会」を加え
る。

第十一条第九号を次のように改める。

(地方財政法の一部改正)

第十三条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九
号)の一部を次のように改訂する。

第十一条第九号を次のように改める。

能検定協会及び都道府県技能検定協会」を加え
る。

第七十三条の四第一項第三号中「(昭和三十
三年法律第百三十三号)第二条第二項に規定す
る職業訓練を行なうことを目的とするもの」を
「(昭和四十四年法律第
号)第二十四条の二
号)第二十四条の二
号)」に改め、同項第三号中「公

規定期による認定職業訓練を行なうことを目的と
するもの又は職業訓練法人で政令で定めるもの、
職業訓練法人連合会若しくは職業訓練法人

中央会」に改め、同項に次の一號を加える。

二十二 中央技能検定協会又は都道府県技能
検定協会が職業訓練法第六十九条又は第八
十九条に規定する業務の用に供する不動產
で政令で定めるもの

(土地収用法の一部改正)

第十七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百
十九号)の一部を次のように改訂する。

第三条第二十三号中「昭和三十三年法律第百
三十三号」による一般職業訓練所、総合職業訓
練所、職業訓練大学校又は身体障害者職業訓練
所」を「(昭和四十四年法律第
号)によ
る公共職業訓練施設」に改める。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第十二条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四
年法律第百九十九号)の一部を次のように改
正する。

第五条第一項中「一般職業訓練所」を「専修
職業訓練校」に、「昭和三十三年法律第百三十
三号」第三十四条第一項」を「(昭和四十四年
法律第
号)第九十九条」に改める。

第十三条第二項及び第十四条第三号中「公共
職業訓練施設」を「公共職業訓練施設の行なう職業
訓練」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十八条 第二項に規定する技能検定の行
なう職業訓練」に改める。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第二十二条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法
律第百六十六号)の一部を次のように改訂する。

第十九条第一項第一号中「総合職業訓練所」
を「高等職業訓練校」に、「事業内職業訓練」
を「事業主その他のものの行なう職業訓練」に
改め、同項第三号中「公共職業訓練」を「公共職業訓
練施設の行なう職業訓練」に改め、同項
を「高等職業訓練校」に、「事業内職業訓練」に改める。

(所得税法の一部改正)

(所得税法の一部改正)

第四項中「職業訓練法(昭和三十三年法律第百
三十三号)第二十八条の規定による技能検定の
試験又は公共職業訓練」を「公共職業訓練施設
の行なう職業訓練」に改める。

(所得税法の一部改正)

(所得税法の一部改正)

第二十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三
号)の一部を次のように改訂する。

(別表第一第一号の表中消防団員等公務災害補
助金関係離職者等臨時措置法の一部改正)

償等共済基金の項の後に次のように加える。

第二十五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のよう改定する。

職業訓練法(昭和四十四年法律第十三号)

別表第一第七号中「昭和三十三年法律第一百三号」を「昭和四十四年法律第十三号」に改める。

別表第一第一号の表中地方団体関係団体職員共済組合の項の後に次のように加える。

別表第一第一号の表中土地家屋調査士会の項の後に次のように加える。

別表第一第一号の表中土地家屋調査士会の項の後に次のように加える。

(法人税法の一部改正)

第二十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のよう改定する。

別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の後に次のように加える。

職業訓練法(昭和四十四年法律第十三号)

別表第一第一号の表中地区画整理組合の項の後に次のように加える。

都道府県技能検定協会

職業訓練法

別表第一第一号の表中地方団体関係団体職員共済組合の項の後に次のように加える。

別表第一第一号の表中土地家屋調査士会の項の後に次のように加える。

中央技能検定協会

職業訓練法

別表第一第一号の表中土地家屋調査士会の項の後に次のように加える。

別表第一第一号の表中土地家屋調査士会の項の後に次のように加える。

都道府県技能検定協会

職業訓練法

別表第一第一号の表中土地家屋調査士会の項の後に次のように加える。

(社会保険労務士法の一部改正)

都道府県技能検定協会

職業訓練法

最近における技能労働力の需給の動向、技術革新の進展の状況等に即応する職業訓練及び技能検定の制度を確立するため、職業訓練体系の整備、公共職業訓練施設の拡充、事業主等の行なう職業訓練の振興、技能検定の実施体制の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○森田委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。労働大臣原健三郎君。

○原國務大臣 ただいま議題となりました職業訓練法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行の職業訓練法の制定を見ました昭和三十年代の初頭以来、わが国の経済は技術革新を基軸としてめざましい発展を遂げ、この間に重化学工業を中心とする産業構造の高度化が急速に進展してまいりました。

こうした経済の成長発展と表裏して、職業訓練を取り巻く労働経済の変化は著しく、特に労働力の需給は近年とみに逼迫の度を加え、中でも技能労働力の不足は深刻で、昨年六月の労働省の調査では百八十四万人の多さに達しています。また、

技術革新の進展は、生産設備の機械化、自動化を促し、その結果、生産現場の技能労働者質的に多様な変化を遂げ、このため、技術革新に対応できる新しいタイプの技能労働者を待望する声が強まっております。

労働省におきましては、このような職業訓練を設置することができるところとする等、職業訓練を

練制度の改善整備について検討を進め、昨年七月の中央職業訓練審議会の答申の趣旨を尊重して現行職業訓練法の全部を改正する法律案の要綱の案を取りまとめ、さらに同審議会の意見を聞きまして成案を固め、職業訓練法案を作成し、ここに提案いたしました次第であります。

次に、その内容の概略を御説明申し上げます。第一に、この法律の目的は、雇用対策法と相まって、技能労働者の職業に必要な能力を開拓向上させて、技能労働者に必要な能力を開拓向上させるために職業訓練及び技能検定を行なうことにより、職業人として有為な労働者を養成し、もつて、職業の安定と労働者の地位の向上をはかるとともに、経済及び社会の発展に寄与することにあります。あることを明らかにいたしました。

第二に、職業訓練は、労働者の職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行なわれるものでなければならぬこと、その他職業訓練及び技能検定の原則に関する規定を設け、基本的な理念を明らかにするとともに、職業訓練の振興に関する関係者の責務についても規定いたしました。

第三に、職業訓練及び技能検定の重点的かつ計画的な推進をはかるため、国は職業訓練基本計画を、都道府県はこれに基づいて都道府県職業訓練計画を策定することとし、あわせて計画の内容等に関する規定を整備いたしました。

第四に、職業訓練の体系を段階的に整備するため、職業訓練の種類を、養成訓練、向上訓練、能効再開発訓練及び再訓練並びに指導員訓練とし、これにより、国、都道府県等の行なう職業訓練と事業主等の行なう職業訓練の両者を通じ一貫した体系建てる職業訓練に関する基準の統一をはかりました。

第五に、公共職業訓練施設の名称を職業訓練校に区分して行なうこととし、高等訓練課程の修了者が修了時の技能検査に合格した場合には、技能士補を称することができる」といたしました。

第六に、事業主特に中小企業の事業主が共同して職業訓練を行なう場合等に、責任体制を明確にし、永続性を確保するため、職業訓練法人を設立して法人格を取得できることとし、あわせて職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会の制度を設け、事業主等の行なう職業訓練の自主的かつ積極的な発展をはかる体制を確立することとしたしました。

第八に、技能検定の等級区分を、技能労働者の職務の主要な段階に応じて定めることができるようになる等、技能検定に関する規定を整備するとともに、技能検定の試験に関する業務を行なわせることとし、中央技能検定協会及び都道府県技能検定協会を設立することとし、技能検定に関する民間の積極的な協力を確保し、技能検定の拡大実施のための体制の整備を行なうこととしたしました。

以上、この法律案の提案理由及びその概要について調査を進めます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお問い合わせいたします。

理化学研究所及び首都高速道路公団における労働問題について調査のため、本日、理化学研究所理

はかりいたしました。

事長赤堀四郎君、首都高速道路公団理事長林修三君及び同公団理事江田正光君に参考人として御出席いただき、意見を聴取いたしたいと存じます。が、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○森田委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。加藤万吉君。

○加藤(万)委員 時間がありませんから單刀直入に質問をいたしますので、お答えも明瞭に簡単に御答弁いただきたいと思います。

最初に首都高速道路公団の林理事長にお伺いをいたします。いま公団の内部で行なわれている労使間の紛争は、給与の体系の変更をめぐって紛争が行なわれている、このように聞いておりますが、そのように理解してよろしくうございます。

○林参考人 ただいま加藤委員から仰せられましたように、給与の体系について、公団といたしまして、昨年来組合のほうにこの交渉について申し入れをしておりまます。昨年の暮れ以来、あるいは本年になりましてから、精力的に組合との国交をやるべく努力をいたしておりますが、なお妥結に至つております。しかし、私のほうといたしましても、どうしてもこの問題について、早く努力をいたしておるわけあります。しかし、私のほうは早急に解決しなければならない事情にござりますので、目下最後の努力をいたしておる状況でございます。

○加藤(万)委員 給与体系といいますと、労働者、働いている者にとって、労働力の価値を評価をされる体系ですから、それだけに非常に慎重な審議が必要だと思います。公団におけるこの給与体系の変更について、労使間では実質的にどのような団体交渉を行なわれましたか。

○江田参考人 お答え申し上げます。

昨年の七月に公団から給与体系の改定の提案を

組合側にいたしまして、その後組合側といいろいろ団交その他折衝してきたわけございますが、体系改定に関する団交の回数としては、現在まで二十九回やつております。

○加藤(万)委員 私の聞き及ぶところでは、今回月三日と聞いておりますが、間違ひありませんか。

○江田参考人 現在の体系変更の提案は昨年の十二月の末でございます。組合側に提案いたしました。

○加藤(万)委員 公団側と組合側との間で幾つかの覚え書き、協定を本問題をめぐって締結されておりますね。たとえば昭和四十一年二月二十八日における確認、覚え書き、さらに昭和四十三年十二月二十一日における覚え書き、これを御存じですか。

○江田参考人 そのとおりでございます。

○加藤(万)委員 両方の覚え書きを通してうかがわれることは、給与改定については「長期、かつ慎重な審議を要するものであるから」、長期慎重に協議をする。さらに十二月二十一日の協定では、「給与体系改訂案を提案し、組合はこの提案を受領して昭和四十四年一月初めより審議に入るもの」、このように書かれておりますが、あなたがいま言われたように、十二月に提案をして今日交渉中ではありますけれども、後ほど質問いたしますように、四月の八日をもって時間切れをする

と、さういふふうに書かれておりますが、あなたのところの発言が交渉の段階で行なわれているように聞き及んでいます。そうしますと、この協定にある「長期かつ慎重な」というような発言が、この協定に基づいて、いわゆる団体交渉の日数といいましょうか、時間といいましょうか、これが、民間では普通少なくとも二年はかかりますよ給与体系を変更するのに。いま御説明がありましたように、十二月に提案されて四月の十日にタイムリミットを設けるというのは、あまりにも拙速ではありませんか。この覚え書きには、先ほど申し上げましたように、「長期、かつ慎重な審議」——「長期

というこの二つの事実の中、四月の八日をもつてタイムリミットとするというあなたたちの発言ないし団体交渉のあり方は、この協定に基づいて正しいと思われますか。

○林参考人 ただいま総務担当の理事からお話しいたしましたように、昨年の七月以来、公団側の提案はいたしております。いま加藤委員の仰せられたよなな協定はいたしておあります。が、それがに基づいて交渉をいたしておるわけあります。この協定に基づいて具体的な交渉は本年の一月からでございますが、その前にもいろいろの実際上の交渉をやつておるわけであります。その昨年の十二月の覚え書きに基づきますのは、ことしの一月からであります。これから相当実は精力的にやつております。

それから、実はこれは他の建設関係の公団との振り合いの問題も私どもあるわけでございまして、何とか年度内に妥結をいたしたいということです。それで、労働力をいたしまして、そういうことでやつてしまひましたか、いろいろの予算上の措置とかなんとかの問題がござりますので、一応の期限を切つてやりたい。いま四月の八日と仰せられましたが、十日ということでやつております。そういうことで、何とかその間に妥結いたしたい、かよう努めいたしております。

○加藤(万)委員 さようは労働省の労政局長も見えておりますが、民間で一般的に給与の体系の変更——特に今度の場合には、通し号俸から職階・職務給に移行するという、賃金体系としてはきわめて抜本的に変えるというような内容を持つていておりますね。その内容が実質的に審議されている時間、いわゆる団体交渉の日数といいましょうか、時間といいましょうか、これが、民間では普通少なくとも二年はかかりますよ給与体系を変更するのに。いま御説明がありましたように、十二月に提案されて四月の十日にタイムリミットを設けるというのは、あまりにも拙速ではありませんか。この覚え書きには、先ほど申し上げましたように、「長期、かつ慎重な審議」——「長期

ということが、これはなかなか時間的にはむずかしいでしようけれども、一般的には長期といえます。この覚え書きには、先ほど申し上げましたように、「長期、かつ慎重な

員の仰せられたよなな協定はいたしておあります。が、それに基づいて交渉をいたしておるわけあります。この協定に基づいて具体的な交渉は本年の一月からでございますが、その前にもいろいろの実際上の交渉をやつておるわけであります。その昨年の十二月の覚え書きに基づきますのは、ことしの一月からであります。これから相当実は精力的にやつております。

それから、実はこれは他の建設関係の公団との振り合いの問題も私どもあるわけでございまして、何とか年度内に妥結をいたしたいということです。それで、労働力をいたしまして、そういうことでやつてしまひましたか、いろいろの予算上の措置とかなんとかの問題がござりますので、一応の期限を切つてやりたい。いま四月の八日と仰せられましたが、十日ということでやつております。そういうことで、何とかその間に妥結いたしたい、かよう努めいたしております。

○林参考人 先ほどもお答えいたしましたとおりに、実は私どもいたしましては、昨年の当初以来、四十三年度において改定をいたしたいというのを申し入れたわけでございます。それが組合との間の事実上の折衝で、覚え書きができましたのは実は昨年の十二月になつておりますが、公団側といたしまして、四十三年度の初めにさかのぼつてやりたいということの意味は、相当前から実は伝えてあるわけであります。

それで、体系改定でございますが、もちろんこ

れは基本的には、公団といたしましては、職員全体会に実は有利になる改定だと思って、相当自信を持つてやつておるわけであります。いままでのいきさつもござりますし、この予算等の関係もございまして、ぜひともこの四十三年度に何とか年賃を引きたい、こういう希望で実はやつておるわけであります。その後予算措置との関係もございまして、その後予算措置との関係もございまして、実はいまのようなことをやつておけることを申し入れたわけでございます。

それで、体系改定でございますが、もちろんこ

て、限度がござります。その点で、先ほどから申し上げたようなことでやつておるわけあります。が、何とかこの期間にやりたいということで、実はいま非常に誠意を持ってやつておるわけでございまして、何とかこの期間内に妥結に持つていきたいたい、かように考へておるわけでござります。

○加藤(万)委員 いま団体交渉の進行中ですか、私は団体交渉を多少見守りたいという気があります。しかしそれにしても、四月十日をタクムリミットにおかれで団体交渉を行なわれるということは、私は本来の団体交渉のあり方じやないと思ひますよ。かりにそこに紛争があり、あるいはストライキの条件があつても、理事者側としては、その紛争をできる限り解決していく、そのためには、相当粘り強い交渉と双方の納得を得る、合意を得る協議が続けられてしまかるべきぢやないですか。一定の期間をおいて、その間にすべてを解決する。解決できればいいですけれども、いまの条件では、私どもの聞き及ぶところでは、どうも解決できそうな条件ではない。とすれば、事務折衝の段階で、四月十日までに解決しなければ解決のための条件はすべて白紙にします。こういふメモが出ておるそうですが、これはおかしいじやないです。私は本来、もっと団体交渉そのものを煮詰めていくべきだというふうに思ひます。タイムリミットをおくべきじゃないといふうに思ひますが、理事長の御見解をいただきたいと思ひます。

○林参考人 一般的に団体交渉については、もちろん私どもも粘り強くやる考え方でござります。何とかして説得をして労働側の納得を得るという方針でまいるつもりであります。この問題につきましてももちろんそのつもりでおるわけであります。これは先ほど来申し上げますように、公団はいま非常に誠意を持ってやつておるわけでござりますので、公団としても実は苦しい立場もございまして、この期間内に解決いたしたい、かように思つて最後のこの三日間において努力をいたしたい、かのように考へておるわけであります。

て、限度がございます。その点で、先ほどから申し上げたようなことでやつておるわけであります。が、何とかこの期間にやりたいということで、実はいま非常に誠意を持ってやつておるわけでございまして、何とかこの期間内に妥結に持つていきたいたい、かのように考へておるわけでござります。

○加藤(万)委員 いま団体交渉の進行中ですか、私は団体交渉を多少見守りたいという気があります。しかしそれにしても、四月十日をタクムリミットにおかれで団体交渉を行なわれるということは、私は本来の団体交渉のあり方じやないと思ひますよ。かりにそこに紛争があり、あるいはストライキの条件があつても、理事者側としては、その紛争をできる限り解決していく、そのためには、相当粘り強い交渉と双方の納得を得る、合意を得る協議が続けられてしまかるべきぢやないですか。一定の期間をおいて、その間にすべてを解決する。解決できればいいですけれども、いまの条件では、私どもの聞き及ぶところでは、どうも解決できそうな条件ではない。とすれば、事務折衝の段階で、四月十日までに解決しなければ解決のための条件はすべて白紙にします。こういふメモが出ておるそうですが、これはおかしいじやないです。私は本来、もっと団体交渉そのものを煮詰めていくべきだというふうに思ひます。タイムリミットをおくべきじゃないといふうに思ひますが、理事長の御見解をいただきたいと思ひます。

○林参考人 先ほども申し上げましたとおりに、これはやはり四十三年度にさかのぼってやりたいと思つております。四十三年度にさかのぼることが、全体の体系上も、今後においても、私は職員のためにも非常に有利になると考へまして、そういう意味でやつておるわけであります。そういうことから申しますと、やはり年度というものの縛りがござりますので、その点はあまり逸脱することができない、かよくな関係でございます。

○加藤(万)委員 年度をあまり越えることはできないということは、必ずしも四月十日をタイムリミットにおくということではございませんね。どうですか。

○林参考人 実は公団については、普通の一般会計と違ひまして、国と連しまして——國もいまはございませんが、出納整理期間といふものがないうわけござります。その点において、やはり私のほうとしては、そこに一定の限度があるわけござります。その点せひともそういうことでやつていただきたい、かように考えております。

○加藤(万)委員 それでは話がもとに戻るんじやないですか。私は一定の期限があることを認めているのです。しかも労使間の問題、賃金問題がございまして、ただいまのところでは、どうして私は十日持つていただきたいということでございまして、その点をひとつ御了承願つておきたいと思います。

○林参考人 その点は私ども非常に困難な事情がございまして、ただいまのところでは、どうして私は十日持つていただきたいということでございまして、その点をひとつ御了承願つておきたいと思います。

○加藤(万)委員 それでは話がもとに戻るんじやないですか。私は一定の期限があることを認めているのです。しかも労使間の問題、賃金問題がございまして、ただいまのところでは、どうして私は十日持つていただきたいということでございまして、その点をひとつ御了承願つておきたいと思います。

○林参考人 私のほうでは担当の理事に一応全部委任しておるわけございますが、この問題が重要でござりますので、私も精力的にこの問題について努力したい、かよくな考へております。

○加藤(万)委員 念を押しますが、団体交渉に理事長も参加をされて本問題の解決に最後の努力を

してみる、こういふことに理解してよろしください。

○林参考人 重要な点の解決に参加して私は努力したい、かよくな考へております。

○加藤(万)委員 そういう事実がなければ、私はこの問題は再質問しなきやなりませんけれども、そういう意味では、理事長のこの三日間における努力を期待したいといふうに思います。

○林参考人 そういう観點から、あなたは紛争を解消される責任があるのですよ。そういう意味で、この三日間の精力的な団交をやられるについても、そのタイムリミットの問題あるいは白紙の問題はとりあえずこちらにおいて、この三日間団体交渉を精力的に行なわれるという意思表示があつてかかるべきだと私は思いますが、いかがでしょか。

○林参考人 はなはだ申しわけないことでござりますけれども、先ほど来申し上げておるところで私どもの真意の存するところをお察しいただいたい。

○林参考人 実は公団については、普通の一般会計と違ひまして、国と連しまして——國もいまはございませんが、出納整理期間といふものがないうわけござります。その点において、やはり私のほうとしては、そこに一定の限度があるわけござります。その点せひともそういうことでやつていただきたい、かよくな考へております。

○加藤(万)委員 一定の限度があることは私は承知しておりますよ。それは四十五年も四十六年もやれなんということは私は言いませんよ。労使関係の問題、賃金問題ですよ。双方の合意がなくしてやるということは、一方的にやるということ以外にないじやないです。どうです。四月十日をタイムリミットにおいて、しかも提案されているこの中にも相当問題がありますけれども、私はきょうは時間がありませんから追及しませんが、この本給制度改定の妥結条件なるものをひつくるめて白紙にされるという態度をこの際撤回され

たが、時間がありませんので、理研の方と公団の理事長の林さんを含めて、二、三、同趣旨の問題ですからお聞きをしておきたいと思います。

○林参考人 公社、公団の団体交渉は、前回も人事院勧告の問題と並行して相当問題が提起されたことなんですね。一体自主的な交渉能力はどこに存在するだろうかという、この課題です。御承知のようになりますからお聞きをしておきたいと思います。

○加藤(万)委員 その理事長の林さんを含めて、二、三、同趣旨の問題ですか、お聞きをしておきたいと思います。民間においては、中央労働委員会なり地方労働委員会でもつて調停あつせんを行なうわけであります。公労協においては、公共企業体等労働関係法に

て、この三日間団体交渉をやつしていただきたい、かよくな考へております。

○林参考人 私どもいたしましては、できるだけこの両三日間にこの団体交渉を詰めまして、その結果に基づいてそのときに判断していきたい、かよくな考へております。

が、いかがでしょか。

○加藤(万)委員 その結果によつて判断をすると、これはやはり四十三年度にさかのぼつてやりたいと思っております。四十三年度にさかのぼつてやりたいと思つております。が、全体の体系上も、今後においても、私は職員のためにも非常に有利になると考へまして、そういう意味でやつておるわけであります。そういう意味でやつておるわけあります。そういう意味でやつておるわけあります。そういう意味でやつておるわけあります。そういう意味でやつておるわけあります。

○林参考人 私どもいたしましては、できるだけこの三日間団体交渉をやつしていただきたい、かよくな考へております。

が、いかがでしょか。

○加藤(万)委員 その結果によつて判断をすると、これはございませんが、その点はあまり逸脱することができない、かよくな関係でございます。

○加藤(万)委員 年度をあまり越えることはできないということは、必ずしも四月十日をタイムリミットにおくということではございませんね。どうですか。

○林参考人 その点は私ども非常に困難な事情がございまして、ただいまのところでは、どうして私は十日持つていただきたいということでございまして、その点をひとつ御了承願つておきたいと思います。

○加藤(万)委員 それでは話がもとに戻るんじやないですか。私は一定の期限があることを認めているのです。しかも労使間の問題、賃金問題がございまして、ただいまのところでは、どうして私は十日持つていただきたいということでございまして、その点をひとつ御了承願つておきたいと思います。

○林参考人 その点は私ども非常に困難な事情がございまして、ただいまのところでは、どうして私は十日持つていただきたいということでございまして、その点をひとつ御了承願つておきたいと思います。

○加藤(万)委員 それでは話がもとに戻るんじやないですか。私は一定の期限があることを認めて

いるのです。しかも労使間の問題、賃金問題がございまして、ただいまのところでは、どうして私は十日持つていただきたいということでございまして、その点をひとつ御了承願つておきたいと思います。

○林参考人 その点は私ども非常に困難な事情がございまして、ただいまのところでは、どうして私は十日持つていただきたいということでございまして、その点をひとつ御了承願つておきたいと思います。

が、いかがでしょか。

○加藤(万)委員 その結果によつて判断をすると、これはございませんが、その点はあまり逸脱することができない、かよくな関係でございます。

○加藤(万)委員 年度をあまり越えることはできないということは、必ずしも四月十日をタイムリミットにおくということではございませんね。どうですか。

○林参考人 その点は私ども非常に困難な事情がございまして、ただいまのところでは、どうして私は十日持つていただきたいということでございまして、その点をひとつ御了承願つておきたいと思います。

○加藤(万)委員 それでは話がもとに戻るんじやないですか。私は一定の期限があることを認めて

よつて問題が処理されています。国家公務員については、人事院によつてこの問題の調整が行なわれる。ところが、公社、公団、特に政府関係機関の公団においては、この道がいすれも閉ざされてゐる。たとえば法律上は確かに労働委員会に提訴することはできますけれども、実質上原局の認可ないし内示に基づいてすべてが拘束されているのが実情です。すると、事業法と労働組合法との関係、あるいは自主的な交渉能力をその際皆さんはどこに求められて、これから労使間の紛争がかりにあつた場合どう処置をされるか、この点をお二人の方にお聞きしておきたいと思ひます。

○林参考人 公団につきましては、一般の民間労組と同じ労働関係法が適用になつてゐることは、いま御指摘のとおりであります。ただし、公団といたしましては、同時に国家予算あるいは財政投資計画、こういうものによる資金なり予算のワクがございます。そういうワクを、公団の理事者としては、当然に踏まえて交渉に当たらなければならない。公団の理事者としては、そういう国家予算、財投計画のワクの範囲内においてできるだけのことを努力し、労使関係の、ことに労働者側の納得を得るように交渉に当たる、一般的方針を申せばそういうことだと思います。

○赤堀参考人 理化学研究所も特殊法人でございまして、自主性はある程度は与えられておるのであります。が、公共的な研究機関として大部分の予算を国の資金に仰いでいる関係上、ある程度の制限を受けておりますので、われわれは許されない範囲内で事務局とも相談してやつていただきたいと思います。

○加藤(万)委員 どうもはつきりわからなかつたのですが、事業法があつて政府の財政によつてまかなえることは理解している。しかし、労使関係については労働法が適用されて、たとえば調停なりあつせんなり受けても、こっちで全部縛つてしまふと、この調整機能なりあつせん機能は事実上ゼロになつてしまふわけです。国家公務員につい

ては人事院といふのがある。公共企業体には公共企業体等労働委員会がある。民間には中央労働委員会、地方労働委員会がある。一体この政府関係機関の場合、これらを利用されるときの自主的交渉、当事者能力といふものを、あなたたちはどういうふうに理解をし、そういう範疇の中でどういうふうに次に発展をさせられますか。そういうことを私は聞いておるので。林さんの御答弁はいたしましたから、もう一べん赤堀さんからいまの点について御見解をお聞きしたいと思ひます。

○赤堀参考人 特殊法人における労使関係の問題というのは、特に理研のような研究機関でありますと、民間の企業体と同じようにはやれないところもあるのではないかと思ひます。私、実は申しがつて、この打開をどうされるかということを、わけないのでですが、あまりよくわからないのですが、この点は今後研究を要する問題であろうと思ひます。

○加藤(万)委員 おそらく林さんも赤堀さんも、その矛盾を感じておられると思うのです。したがつて、この打開をどうされるかということを、ひとつ真剣に考えてほしいと思うのです。なお、それぞれ理事者の労務関係の研究あるいは協議機関というのがあるのですが、その場でも、一体この当事者能力をあなたたちはこれからどう備えようとするのか、原局に対してどうものを言うようになるのか、この辺をしっかりと研究していただきたいと思ひます。本問題が解決しない限り私はもう一度本委員会でこの問題を取り扱いたいと思ひますので、よろしく御検討を願つて、質問を終わりります。

○森田委員長 参考人は御多用中御出席いただき、まことにありがとうございました。お礼申し上げます。

次回は来る十日前半十時委員会、委員会散会後理事会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時一分散会